

# On the Measuring Systems at the end of Ri Dynasty in Korea

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/43892">http://hdl.handle.net/2297/43892</a>

# 李朝末期の度量衡

鶴園 裕

1. 問題の所在
2. 伝統的法制よりみた度量衡
3. 李朝末期の度量衡改革
4. 結論にかえて——朝鮮近代に残された問題

## 1. 問題の所在

朝鮮の李朝末期、日本による大韓帝国の併合を目前にした光武・隆熙年間(1897~1910)に行われた度量衡改革の制度的前提ともいべき李朝末期の度量衡のあり方に関しては、必ずしも十分に解明されているとはいいがたい。

李朝末期に度量衡が乱れていたということは、多くの度量衡史家や当時の外国人、とりわけ日本人の調査者が報告書の類で認めている所である。しかし、度量衡が乱れていたことが事実としても何をもって乱れていると判断したのか、またどのような乱れ方をしていたのか、何がそのような乱れ方をもたらしたのかという点に関しては、諸家の見解は必ずしも明快ではない。

例えば、何をもって乱れていると判断するのかという点をとっても、民間の〈ものさし〉や〈はかり〉をとるならば、同一名称単位の様々の大きさのスケールが存在したことは、メートル法施行以前のヨーロッパにも普通にみられたことであるといわれているし、或は人類史上に普遍的な現象であったとさえいってよいであろう。また今日ですら、定量化されたとはいえ、同一言語系統にあ

る英・米ガロンにおける同一名称単位の20%近くもの量差が存在していることは、広く知られた事実である。<sup>(2)</sup>

問題は朝鮮の場合、複数の同一名称単位が法制的にも認められていた点である。しかもこれらの間の比率は厳密に定められていたにもかかわらず、絶対値が大きく動いたもの（例えば布帛尺）とほとんど動かなかったもの（周尺）が存在した。また官尺や官柁には銅製或いは木製の基準器すら存在し、制度的には民間尺や民間柁も含めて秋分の日には度量衡器の検定を行うことになっていたにもかかわらず、実際の民間尺や民間柁は地方ごとに大きな変動をみせた。総じて官尺や官柁のあり方と民間のそれらのあり方との間には、質的な差異すらみられるように思われる。これらの点を李期の社会経済的なあり方と関連させながら考察することが第一の課題である。

第二の課題は、度量衡の性格把握を前提として、どの程度の正確さで李朝末期の諸経済指標の数量的把握が可能であるのかという基礎的な問題にみきりをつけることである。この点では李朝末期に行われた日本の農商務省を始めとした多くの日本人による度量衡に関する調査報告や統計類は致命的な欠陥をもっている。これらの報告のほとんどは、民間尺や柁の不統一を列挙して朝鮮の後進性を云々し、統計の不可能や不可信性をのべるのが、通例だからである。<sup>(3)</sup>

例えば、比較的初期の紀行文兼総合的調査報告書とでもいうべき信夫淳平の《韓半島》(1901)では、第八章財政の項で度量衡にふれ、

序次なから韓国の尺度量目を記せんに、韓国の尺度は尺度といふも殆んど尺度たるの用をなさざるほと不規則にして、各道各邑は勿論、甚しきは戸々に其量尺を異にするか故に、国中画一の尺度は到底之れを得るに由なきなり（同書336頁）。

とのべ、また第十一章半島に関する諸統計の章では、冒頭で「凡そ統計に関する智識は韓人に於て全く零位なり、随って由来韓国には統計なるものは皆無なり」と断言し、「統計の初階級たる戸口統計すら既に然り、況んや一歩進める

### 李朝末期の度量衡

経済統計及び社会統計の如き、其未だ全然備はらざるや知るべきのみ。幸にして在韓各地の我が領事館及び我が商業会議所は年々経済統計の一部を調査するあり、將た又英人の管理に係る韓国税関の調査報告は、兎に角貿易の大勢を示すに足るものあり」(623頁)とのべている。その上でそれらの統計の信頼性に関して、

約するに悉く統計を信せは統計なすに若かず、唯這般の大量観察を以て足れりとするの外なきなり。大量観察をすらし得は尚ほ可なりと雖も、半島百般の事物は今日到底根據ある数字を以て示し能はざる者を多しとす。人あり質すに半島の面積を以てすれば一万五千方里と曰ひ、人口を以てすれば一千万と応し、米産年額如何を以てすれば八百万石と答ふと雖も、何を基礎として之れを謂ふ乎と反問せらるれば予は甚た窮す、唯予自ら漠然此位なるへしと思ふか故に此位に信すると言ふの外なきのみ。讀者之れに準して百事を推せば庶幾くは以て其大体を観察するを得へけん歟(同書694頁)。

と結んでいる。ほとんど数量的把握や、統計の不可能性をのべているとってよいであろう。信夫淳平は、明治27年(1894)に東京高等商業学校(現一橋大学の前身)を卒業し、外務省に勤め、のち国際法学者に転じた人物であるが、このような態度は単に信夫淳平のみにとどまらない。度量衡に限って例をあげれば、例えば農商務省の膨大な《韓国土地農産調査報告書》においても、調査の時期や調査者によって報告の精粗にむらがあるが、全羅・慶尚道編(1904年調査)の、

韓国度量衡、複雑不整ナルハ皆人ノ知ル所ニシテ現状ハ殆ント人民各自ノ勝手ニ製造スル所ト稱スルモ過言ニアラサルノ状態ナリ(322頁)

との認識や、京畿、江原、忠清道編(1905年調査)の、

従來其ノ制ナキニ非ラスト雖殆ント放任ノ状態ナルカ故、人民ハ各自勝手ニ私製シ不正乱雜ヲ極ム。今各地方実験ノ結果ヲ挙クレハ左ノ如シ(356

頁)

というような認識・態度で一貫している<sup>(4)</sup>。

確かに江戸時代の特異な幕藩制的国家による度量衡の統一を前提とし、メートル法条約に加盟・公布(1886)し、度量衡法の制定(1891)を行って尺貫法とメートル法のリンクに成功した「新興国」日本の調査報告者には、李朝の度量衡はすさまじく乱れたものに映ったことであろう。しかしながら李朝国家には李朝国家なりの合法則性に基いた度量衡のあり方があったのであり、例え李朝末期には李朝国家のそのような統制力が衰えていたとはいえ、李朝国家に内在する論理の把握をぬきにした表面的な批判は、所詮、近代主義を前提とした外在的批判でしかない。

李朝時代の度量衡に対する李朝人自身の関心のあり方は、断片的ながら《李朝実録》や《増補文献備考》などの記録類、また《経国大典》をはじめとした《續大典》、《大典會通》などの法典類にうかがうことができる。また実学派とよどれる丁若鏞や李圭景の著作などにも多少の言及があるが、度量衡が儒教的なイデオロギーのもとでの儀典或いは楽律と関連づけて論じられたりしており、実態をそこから把握するには様々の困難がある。また王が暗行御史の派遣に際して鍬尺を授けたり<sup>(6)</sup>、李朝第22代の王、正祖(在位1777~1800)が陰曆2月初の中和節にちなんで中和尺を臣下に授けたというような記録があるが、これらは必ずしも度量衡器としての実用的な機能を有せず、多分に象徴的な様式行為であったように思われる。

本論では、まず法典類を中心に高麗や李朝の度量衡に関する法制史的な変遷をあと付けた上で、可能な限りでの李朝末期における度量衡の実態の解明を行いたい。けだし法制は、所与の現実を一定反映するものであり、また現実を法制的に固定化することによって、現実の李朝社会との間に矛盾をうみだし、李朝伝統社会の特質をうかびあがらせるものとなりうるからである。

李朝末期の実態の究明には、当時の度量衡器の遺物や建築物から尺度を還元

する方法と、李朝末期の直接の実見者の報告書類を検討する方法がある。いずれの場合も、一見客観的な報告者たちの背後にある主観のバイアスには十分に注意をはらわなければならない。もっとも論者である私自身をも含めて、論点に関わる主観性は排除できない以上、私なりの可能な限りでの朝鮮の度量衡をめぐる研究史の把握を簡単に示しておくことは、必要であろう。

幕末の漢学者、狩谷掖斎の《本朝度量権衡攷》<sup>(8)</sup>に始まる実証的な東洋度量衡史（東アジア中国文化圏における）の研究は、中国の度量衡を「本家」として日本（本朝）の度量衡をその直接の影響においてとらえることによって成立したために、朝鮮の度量衡はほとんど視野に入らないという展開をみせている。わずかに日本に行われた高麗尺という名の曲尺よりは比較的長い尺の存在によって朝鮮からの影響を論じたりもするが、それとても或いは中国の東魏尺ではなかったかと論ずるなど、積極的に朝鮮の度量衡やその影響などを論じようという意欲は見られなかった。

昭和期の個性的な歴史地理学者、藤田元春の《尺度綜攷》は、該博な歴史地理的知見によって、中・朝・日東洋三国の尺度を文字通り「綜考」しようと試みたものであり、尺度考・里程考・地割考・都城考のいずれもが示唆に富むものである。

しかしながら、中国の尺が2割増しに規則的に伸びてきたという藤田の所説は、現代の度量衡史家・小泉袈裟勝によって根拠がないものとして批判されてお<sup>(11)</sup>り、概して様々の尺度の存在を藤田の頭の中にある規則性（10進法と12進法の併存）に都合のよいように強引にあてはめたという印象はぬぐいきれない。また朝鮮における様々な尺度の共時的な存在を、単に通時的にのみ説明することは納得できないが、李朝における中国古典に基づいた周尺（曲尺の6寸6分、約20cm内外）の復古的存在を正當に認識するなど、その柔軟な解釈から学ぶ所は大きい。

戦前においては、朝鮮の度量衡史に関する単独論文がほとんど存在しない中

で、佐々木忠義の〈朝鮮の尺度〉<sup>(12)</sup>は、ほとんど唯一の例外をなす。小論ながらそこで佐々木は、戦前の日本人学者による朝鮮史のクロニクルである《朝鮮史》や《朝鮮田制考》などによりながら、度量衡のそれぞれにわたって法制史的に確認できる所の複数の尺の存在や、柁の大きさ、秤の単位などを略述している。また尺の対象物による使いわけ、15世紀に世界に先がけて行われた周尺による雨量計の実測データの存在の紹介や、黄鍾尺とよばれる楽律の基準となるべき尺度によって作られたとされる楽器の周波数から黄鍾尺を求める実験の紹介など、戦後の科学的な朝鮮度量衡史研究の出発点をなしている。

しかし、戦後においても、日本人には朝鮮の度量衡に関する本格的な研究は乏しく、わずかに小泉袈裟勝の啓蒙的な著作である《歴史の中の単位》<sup>(13)</sup>において東洋の度量衡中の一章が朝鮮の度量衡にさかれたり、氏の度量衡に関する代表的な三部作である《ものさし》《柁》《秤》のそれぞれで若干ずつがのべられ<sup>(14)</sup>たりしているだけである。日本の度量衡に関しては、風俗史の分野にまでわけ入って、ほりのふかいものとなっているが、朝鮮のそれに関しては、戦前の佐々木忠義の研究水準をそれほどこすものではなく、かえって李朝における周尺の独自性への言及がなくものたりない。

例えば以下のような叙述、

朝鮮の制度として記録にあきらかな最初のもは、15世紀のはじめ李朝世宗の定めたものでこのとき黄鍾尺、营造尺、造礼器尺、布帛尺、および量田尺が定められたという。定めたといっても5種類におよび、しかも量田尺は二等田尺から六等田尺までであったというから、全部で10種類にもなる。これは古今東西を通じて例をみない。さきにもいったように、長い混乱の間にこういう多種類が雑然と使われていて、少数に整理することが困難であったのである《歴史の中の単位》264頁。

とあるように、李朝における複数尺の存在を政治的混乱のせいにするなど、解釈上の問題がある。ことに李朝における周尺の独自性に対する認識の欠如は、

量田尺が周尺に基くとされている以上、李朝の田制の基準がつかめないことになり、事実、一等田尺周尺4尺7寸7分5厘を、いわゆる高麗尺（曲尺1尺2寸）で計算し、一等田尺は曲尺で5尺7寸になるという間違いを犯している。

日本の高麗尺が朝鮮の量地尺に由来するものであろうとの仮説はおもしろいが、朝鮮の独自の度量衡のあり方を十分に検討しようとせずに（李朝周尺の大きさは戦前の報告書類や、最近の考古学的報告からも知りえる）、朝鮮の一等田尺の大きさを強引に日本の曲尺6尺が一間の間尺にひきつけようとするやり方は理解に苦しむ。

氏が永年計量研究所に勤められ、人類史的な幅と深みをもった度量衡に関するすぐれた著作をもっておられることを知るが故に、朝鮮の度量衡に関するこのような大ざっぱな叙述は残念である。

朝鮮人自身による朝鮮度量衡史の本格的な研究は、日本の植民地状態からの解放をまたなければならなかった。解放後の朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮と略称）や大韓民国（以下韓国）では主権の回復と共に自国の度量衡法体系の確立を急いだと思われるが、北朝鮮での度量衡史研究の現状は今の所、知ることができない。<sup>(15)</sup> 韓国の場合は、科学技術史家の全相運や、実験物理学者の朴興秀<sup>(16)</sup>がそれぞれ度量衡史に関する見解をのべているが、殊に朴興秀は、古代中・朝の度量衡の連関から、朝鮮古楽器の周波数の測定による黄鍾尺の推定まで精力的な研究をおしすすめている。<sup>(17)</sup>

李朝時代以降の度量衡のあり方に限っていえば、両者の見解には2つの共通する問題点があるように思える。第1点は李朝の15世紀、第4代世宗王による度量衡の「確立」を過大評価しすぎる点である。全相運は言う。

度量衡の制度は世宗代に完全に確立されたが、豊臣秀吉の朝鮮侵略と清の侵入という相継ぐ戦乱によって金属製標準器が皆失われ、度量衡は再び乱れてしまった。（中略）1740年（英祖16）2月、英祖は再び世宗代の制度によって斗斛の整備と改正を行った。そして4月には三陟府に所蔵されてい

た世宗代の布帛尺を基準に、あらゆる尺度が改正され、度量衡は再び完全に確立された。<sup>(18)</sup>

また、朴興秀はいう。

三陟布帛尺と水位計周尺のような世宗時の標準尺をもちながらそれを利用することができず、李朝の度量衡の紊乱を免がれなかったのは、度量衡に関する研究が全然なかった点と《経国大典》の記録が世宗尺度と差異があった点と度量衡制に関する記録および度量衡器の保管の疎忽から生じた結果だとみられる。<sup>(19)</sup>

私見によれば、世宗代（在位1419～50）の度量衡の「確立」というものは、王朝確立期における尺度の整頓、整備とでもいうべきものであって、いわゆる単一系の度量衡による確立というような性格のものではなく、従って世宗代にのみ度量衡が確立してあとは乱れるというような世宗代のユートピア化は前提からして成立しないものと思われる。その結果、李朝末期のいわゆる度量衡の乱れを内在的に把握できなくなるのが第2の問題点である。

全相運や朴興秀らが度量衡の乱れの原因としてあげているものは、極めて外部的な原因であって、李朝の経済システムの内在的なものから求めるものとはなっていない。豊臣秀吉の侵略や清の侵入は16世紀末～17世紀のできごとであって、全相運の言うように英祖代（在位1725～76）に度量衡が再び確立したというのであれば、それでは李朝末期の度量衡の乱れは何に起因するものであるのか、或いは乱れていなかったと認識されるのか、答をみいだすことができない。

また朴興秀の見解は、李朝の度量衡が乱れていたことを前提にしながらも、度量衡に対する研究の不足や、度量衡器の保管の疎忽をあげつらうもので、もしそうだとしても（事実はそうではなかった——少なくとも官尺や官枘に関しては——と思われるが）今一步踏みこんで何故そうであったのかという問いが欠如している。最近の韓国では、このような傾向の研究とは違って、田大熙の

〈朝鮮代度量衡器の実際の大きさに関する研究〉<sup>(20)</sup> というような実証的な論文(1983)が書かれていて、そこでは营造尺の変動が一番少ない(同論文, 63頁)などと結論されており、李朝の度量衡の乱れを前提にされながらも、すべてを一からげにするような弊害からはまぬがれている。

小泉袈裟勝の《ものさし》によれば、日本の幕藩制下における度量衡は、枡や秤に対しては東西の「座」の制度によって厳しい統制を加え(にもかかわらず、枡は一部において乱れた)、ものさしに関しては幕府は放任したにもかかわらず、職人達の伝承によって一定の標準を保ったという(同書229頁)。この事は、度量衡器そのもののもつ性格と、幕藩制下の内在的な経済生活のあり方を通じて解明されなければならない。同様に李朝の度量衡のあり方も、「乱れていた」とすれば、何故乱れていたのかという、そのあり方そのものの解明を通じて、李朝度量衡体制の特質を把握する方向にむかわなければならない。本稿は、終局的には度量衡という人間の経済生活においては普遍的な制度のあり方の解明を通じて、李朝社会の特質の一端なりとも把握することをめざすものである。

- 1 小泉袈裟勝, 1974《歴史の中の単位》第一部第三章〈メートル法以前の西欧諸国の度量衡〉の項, 103~148頁参照。
- 2 《同上書》137頁によれば、イギリスの1ガロンはメートル法換算で約4.546ℓ, アメリカ・ガロンは約3.785ℓ。アメリカ・ガロンはイギリス・ガロンの83.26%にしかない。
- 3 管見のかぎり、朝鮮の度量衡のみを単独に扱った調査報告書は存在しないが、農商務省の《韓国土地農産調査報告書》(1907年, 全5巻3冊, 朝鮮八道を分担調査したもの)や徳永勲美, 1907《韓国総覧》などではかなりのページを度量衡の叙述に当てている。また初期のものでは、松田行蔵, 1888《朝鮮国慶尚忠清江原道旅行記事》などが度量衡に関する関心をみせているが、いずれも民間に行われたもののみをとりあげている。また年代不詳(併合前)の《財務週報》39号付録に「度量調査表」がある。
- 4 この時期、明治37,8年(1904~5)には日露戦争前後にもかかわらず(或いはそれゆえにこそ)、多くの韓国視察復命書が出されている。  
森一平, 1904《韓国視察復命書》(大阪商業会議所)

横山正夫, 1905《復命書》(農商務技師)

農商務商工局, 1905《韓国事情調査資料》

など、いずれも度量衡に対する言及があるが、その態度は似かよっている。

- 5 丁若鏞《丁茶山全書》上, 180, 176頁。李圭景《五洲衍文長箋散稿》上, 728頁。ことに丁若鏞(1762~1836)の〈問律度量衡〉は科挙の出題として書かれた文章であり、また〈度量衡議〉は尺の単一尺への統一や、量や衡の10進法への単純化を提起しており、興味深い。丁若鏞の度量衡問題に関しては、京都の東洋史学会大会(1984. 11. 3)によってとりあげられたようであるが(《東洋史研究》Vol. 43-3, 大会抄録, 山内正博, 『與猷堂全書』に見える李朝後期の計量単位——李朝の課税単位“結一負”制についての丁若鏞の理解——), 筆者は大会に参加できず、また活字論文も未見である。
- 6 張潤植, 1929〈朝鮮の李朝時代における暗行御史制度の研究〉《法学論叢》Vol. 22, 1, 2, 3に分載。
- 7 洪錫謨, 1849?《東国歳時記》(平凡社, 東洋文庫《朝鮮歳時記》所収71頁)。
- 8 狩谷椽斎《本朝度量権衡攷》(日本經濟叢書卷30), 狩谷椽斎(1775~1835)は、徳川時代において、国学、漢学をかねそなえた民間学者として、律令の研究や古銭の考古学などにも通じ、喜田貞吉, 三浦周行, 宝月圭吾, 藪田嘉一郎など、度量衡を扱った研究者が必ず一度は名をあげている。現代の度量衡史家、小泉袈裟勝も高く評価している。
- 9 《同書》21頁。
- 10 藤田元春, 1929《尺度綜攷》
- 11 小泉袈裟勝, 1977《ものさし》17~21頁。
- 12 佐々木忠義, 1944〈朝鮮の尺度〉《科学技術史研究》9
- 13 小泉袈裟勝, 1974《歴史の中の単位》263~271頁。
- 14 いずれも法政大学出版局の「ものと人間の文化史」のシリーズで、《ものさし》(1977), 《拵》(1980), 《秤》(1982)の三部作。周尺の不在は積極的には主張されていないが、相変らず李朝周尺=曲尺1尺2寸の計算をされている。《ものさし》121頁。
- 15 全相運, 1978《韓国科学技術史》147~151頁(日本語版, 他に英語版, 朝鮮語版あり)。
- 16 朴興秀, 1980《度量衡斗国楽論叢》朴興秀博士論文集(ソウル, 朝鮮語)
- 17 この論文集に対する批判は拙稿《朝鮮史研究会会報》64参照。最も重要な問題点は、論理の一貫性を追求するあまり、現実に存在する異なった度量衡のデータを

逸脱として退けてしまうような方法論であろう。これでは歴史的・現実的な度量衡の研究にはならない。

18 全相運《前掲書》150～151頁。

19 朴興秀《前掲書》226頁。

20 田大熙, 1983〈朝鮮代 度量衡器의 実크기에 관한研究〉《韓国海洋大学論文集》18。この論文で、朝鮮総督府殖産局の度量衡関係の実務者であった高橋正という人物に《度量衡衍義》(1922) という500余頁の書物のあることを知った。李朝末の度量衡改革にもかなりの頁をさいているようであり、索搜に努めたが、改稿の時点でも入手できなかった。今後の課題としたい。

## 2. 伝統的法制よりみた度量衡

朝鮮が尺や斗、斤を軸とする中国の度量衡の単位系とは別の単位系をもっていたであろうことは、現在にも尺(chök)や斗(tu)などの朝鮮語漢字音とは別に、朝鮮語固有字音の자 cha(尺)や말 mal(斗)が存在し、それぞれがものさしやますを意味すると同時に尺や斗の数量詞(数をかぞえる際の単位)として使用されていることからもうかがえる。

また日本の正倉院で発見された新羅の村落文書(作成年次に関しては、755年説、815年説、875年説などがあり)には、耕作地の面積を結負制によって表示している<sup>(21)</sup>。結負制とは、100負を1結とし、1負は10束よりなり、1束は10把からなる面積表示で、等式で示せば以下の如くである。

$$1 \text{ 結} = 100 \text{ 負} = 1000 \text{ 束} = 10000 \text{ 把}$$

この結負や1把の意味するものは時代によって変るが、本来的には1把は片手で1つかみできる稲わらの量であったと思われる。

これは本質的には収量による面積表示であって、中国の頃畝制のような絶対面積表示とは性格の異った単位系である。しかもこの結負制は、土地からの収租体系としての意味あいをもちながら、その内容を土地の等数別編成による絶対面積化へと意味内容を変えていき、日本の植民地支配によって町反制に変え

られるまで、長期にわたって存続した。朝鮮における独自の伝統の根強さを物語るものの一つである。

また朝鮮の民間では、収租体系を離れるならば、一日の牛耕面積をもって単位とする〈日耕〉や、一斗の種もみのまける広さをもって単位とする〈斗落〉などの面積表示が李朝末期に至るまで（現在でも韓国の農村の一部では慣習的に行われるという）その根強い生命力を維持していた。これらの単位が土地の地味や耕作の難易を加味した相対的な面積であることはいうまでもない。このような朝鮮における数量表示の二重的（もしくは多重的）性格の解明は、中国の周辺国家としての朝鮮の文化的独自性のあり方と関連させながら、行われなければならない。

一方では、地理的には世界史の上でも早熟な中国の黄河文明をいちやくうけ入れることのできる位置にあった朝鮮は、観念的には中国の度量衡制や頃畝制を早くからうけ入れていたものと思われる。朝鮮の度量衡の制度化においては、固有の単位系の強固な残存を意識しながらも、中国の度量衡（尺斗斤）体系に自己の体系を重ねていこうとしたのではないかと思われる。

13世紀の史書、高麗の僧一然の撰した《三国遺事》には、〈駕洛国記〉の逸文を収めており、そこでは、「上上田三十頃」の半分にあたる「宜以十五結仍舊貫」<sup>(22)</sup>というような表現がみられる。〈駕洛国記〉は大康年間（1075～84）に著されたとされており、また記事の内容は淳化二年（991）の量田記事に関してであるので、少くとも10世紀の高麗初期には頃＝結と観念せられていたものと思われる。

これを前提に《高麗史》巻78、食貨志の

太祖龍興即位，三十有四日，迎見群臣，慨然嘆曰，近世暴斂一頃之租，收至六石，民不聊生，予甚閔之，自今宜用什一，以田一負出租<sup>(23)</sup>

という記事を考えれば、頃と負がリンクされて使用されていることが理解できる。100負＝1結とされていたから、1結＝1頃とすれば、1頃＝3升×100負

## 李朝末期の度量衡

=300升, 300升=30斗となり, 李朝時代の15斗=1石(平石, 後述)で換算すれば, 1頃=2石の収租となり, 太祖は即位のはじめに, 一頃(一結)6石にもぼった租を一挙に $\frac{1}{2}$ にへらしたことになる。これは後年の回想資料であり, また多分に観念としての結=頃制であって, 実際の運用もそのようであったという保障はない。否, むしろ少くとも高麗中期には, すでに結=頃の連結は失われていたものと思われる。

高麗の文宗23年(1069)の量田記事には,

二十三年定量田, 歩数田二結方三十三歩, 六寸為一分, 十分為一尺, 六尺為歩, 二結方四十七歩, 三結方五十七歩三分, 四結方六十六歩, 五結方七十三歩八分, 六結方八十歩七分, 九結方九十九歩, 十結方一百四歩三分<sup>(24)</sup>  
(カッコ内の(一), (歩)は正しいと思われるもの)

とある。この意味は一結の場合, 一辺を三十三歩とする方形の面積という意味のようであり, だとするならば, 一結の面積は,  $1\text{結}=33\text{歩}\times 33\text{歩}=1089\text{(歩)}^2$ , 1歩が6尺であるから,  $(6\text{尺}\times 33\text{歩})\times (6\text{尺}\times 33\text{歩})=39204\text{(尺)}^2$ となる。ところで当時の中国の頃畝制は1頃=100畝で1畝=240方歩, 1方歩が(5尺)<sup>2</sup>と考えられていたので,  $1\text{畝}=25\text{(尺)}^2\times 240\text{方}=6000\text{方(尺)}^2$ ,  $1\text{頃}=600000\text{方(尺)}^2$ となる。よほど朝鮮の尺が大きくない限り, 結=頃の等式は成立しない。みかけ上は中国の歩の上にリンクした結負制のたてまえをとりながら, 実態はすでにかなり違っていたものであることが確認されうるであろう。なお, 朝鮮の結は, 1結が33歩平方, 4結が66歩平方, 9結が99歩平方という数字からもわかるように, 平方開の考え方が完全に理解されており, 1結から10結までの面積を求めると, ほぼ一結分ずつ(1089歩<sup>2</sup>)の面積がふえていく歩数を選んでいることがわかる。中国のように5尺平方の1方歩を240個横に並べた畝が100個集まって,  $1\text{頃}(1200\text{尺}\times 500\text{尺})=600000\text{尺}^2$ となすような集合的なモデルとは違っていることも注目してよいことであろう。

度量衡に関する直接の記録としては, 《高麗史》巻38, 刑法の記録に

靖宗十二年判，毎年春秋平校公私秤斛斗升平木長木，外官則令東西京四都  
護八牧掌之<sup>(25)</sup>

とあって、高麗の靖宗12年(1046)にはすでに度量衡器の検定を制度化していたことがうかがえる。しかし、このような規定が実際に有効に機能していたかどうかは疑問である。ことに、この記事によれば毎年春秋の2回、中央・地方を問わず度量衡器の検定を行うことになっているが、この条文自体には検定法や罰則の規定もなく、後の李朝時代の条文の完備した頃ですら、秋分の日の1回のみであることを考えれば、この規定の完全な実施は疑われてよい。

この資料にある秤(原文は木偏に作るが、禾偏であろう)は、はかり(衡)、斛斗はます(量)をさすものと思われる。この順序でいけば当然、平木、長木はものさし(度)の類をさすものであろうが、何を意味したものか不明である。現代語(といっても李朝末から植民地期にかけて)では、平木はますの斗概(とがき棒)、長木は材木のこととあるが(朝鮮総督府編、1920《朝鮮語辞典》など)、当時の用語法とは異ったであろうし、また、もし同じだとしても意味不明である。

高麗時代の度量衡に関する叙述は、あまりにも断片的で不明な部分が多いが、それでも度量衡のあり方を部分的には伝える資料が存在する。先の度量衡検定制度の記事の直後には、文宗7年(1053)の記事として、

内外官斛長廣高方酌定，米斛則長廣高各一尺二寸，稗租斛長廣高各一尺四寸五分，末醬斛長廣高各一尺三寸九分，太小豆斛長廣高各一尺九分<sup>(26)</sup>

との記事がある。ここではまず気付くことは、

- ① 内外(中央と地方)の官斛の長廣高を方形に定めていること。
- ② 量をはかる対象物、すなわち米、稗、末醬(みそ、しょうゆの類)、太小豆(まめ類)によってますの大きさを変えていること
- ③ 長廣高の各一辺の長さが等しい正立方体のますであるという点である。しかもこれらの立方寸を計算してみると、

李朝末期の度量衡

(ますの種類)	(一辺)	(平方寸)	(米斛を1とし たときの比)
米 斛	12寸	1728(寸) <sup>3</sup>	1
稗 租 斛	14.5寸	3048.625(寸) <sup>3</sup>	1.76
末 醬 斛	13.9寸	2685.619(寸) <sup>3</sup>	1.55
太小豆斛	10.9寸	1295.029(寸) <sup>3</sup>	0.75

となる。米斛を基準にしたこのような比率は決して偶然ではない。

小泉袈裟勝は、唐代以降の中国の度量衡を論ずるなかで、「米、あわ、きびを徴するためには、その価格差を機械的に調整するために、それぞれ容量の異なったますを用いるという類である。穀物の種類によって異ったますを用いる習慣<sup>(27)</sup>はまた市中の取引にも行われたらしい」と論じている。それをうらづける資料は《隋書》律歴志に、

粟一斛積二千七百寸，米一斛積一千六百二十寸，菽合麻麥一斛積二千四百三十寸，以據精麴為率使價齊，而不等其器之積寸也，以米斛為正則同于漢<sup>(28)</sup>志。

などである。これも米斛を1とすると、粟斛1.67、菽合麻麥斛1.5の比となり、ほぼ同様の原理によるものであることがうかがえる。《高麗史》の場合と、《隋書》の場合とでは比率そのものには若干の違いがみられるが、《高麗史》の場合、太小豆斛の二倍量は、ほぼ米斛の1.5倍量で、またほぼ末醬斛量に等しくなるなど、このような等差は偶然にはありえない。収税などにかかわってその便法として行われたことはまちがいないであろう。このように対象によってますの大きさを変えるという考え方は、朝鮮の場合、度（ものさし）の場合にも適用されたことが後の李朝時代には資料的にも見いだされる（後述）。

ともあれ、このような対象物別のますの制度は高麗末期までうけつがれたらしく、恭愍王5年（1356）の西北面土田未嘗収租の記事の中で、

古者租税之納，許民自量自槩，今之官吏，大斗剩量，民甚苦之，其令州郡官，躬親監視，中外公私同某斗斛<sup>(29)</sup>

とあり、かつては民が「自量自槩」（自己申告？）することを許していたものが、今の官吏は大斗を使うので民は甚だこれを苦しみ、州郡の長官をして親しく監視せしめ、中外公私を問わず、「同某斗斛」（同じ種類の斗斛）を使うよう命じていることからもうかがえる。恐らくこれは稗租斛用のますを米斛用に転用したりした事実を背景にのべられているのであろう。

度量衡器の不正使用に関する記述も、断片的にはいくつか存在する。例えば量器に関しては〈百官〉の項の平斗量都監のくだりで、

明宗三年李義方奏置，斗升皆用槩，犯者配島，未逾年復旧<sup>(30)</sup>

とあり、明宗3年（1173）に斗，升は皆，槩（とがき棒？）を用いるよう決め、それに違反したものは島送りと規定したものの、年をこさずに旧に復したとある所をみると、それほど厳格には行われなかったのであろう。

度量衡器全般の不正に関しても、「私作秤斗<sup>(ママ)</sup>，在市執用，有増減者」や「用秤斗尺度，出入官物，不平入已者<sup>(31)</sup>」などの語がみえ、細かい罰則の規定ものべられている。前者は度量衡器の私作による市場での不正使用，後者は官物の出納時における度量衡器の不用使用の事例に関するものであろう。

衡制に関しては、直接的な資料は発見できなかったが、《高麗史》塩法の記事中に、

今将内庫常積倉都塩院，安国社及諸官院内外寺社所有塩盆，盡行入官估價，銀一斤六十四石，銀一兩四石，布一匹二石<sup>(32)</sup>

との記事がある。估價とは、漢字典類に物価を論ずるなり、値踏みするなりなどとあり、ここでは官に納める際の建値のようなものであったと思われる。銀1斤で64石（塩），銀1兩が4石とあるので、銀一斤は（64÷4）16兩となり、中国の1斤＝16兩の衡制と同一であることがうかがえる。

東アジア三国の衡制に関しては、小泉袈娑勝に、「唐代以後実質的にはほとんど動いていない。しかも民間に私制のあったという記録もなく、中国，朝鮮，日本を通じて統一されていたことは興味深い。おそらく天びんという測定器の

古くから達した精度、貴金属を計量することの重要性、貨幣の普及による標準の安定などがその原因であろう<sup>(33)</sup>との見解があり、基本的には正しいものと思われる。以後、特別の必要がない限り衡制の検討は簡単なものにとどめたい。

以上で大ざっぱではあれ、高麗時代までの法制よりみた度量衡のあり方の検討をおえる。要約すれば、地積の表示に関しては中国とは別の独自のシステムが存在していたこと、量制に関しては対象によるますの使いわけが行われていたこと、衡に関してはほぼ中国と共通であったろうと思われることなどである。また貨幣の代用物とでもいうべき布匹が、かなり物価や物量の尺度として重要な役割をしていたであろうことは、最後に引用した塩法の資料の末尾に塩2石が布1匹と交換されていることからもうかがえる。度制（ものさし、長さ）に関する明確な資料は発見できなかったが、布匹のあらさ（寸）や長さ（尺）を規定する尺寸（後の李朝時代の布帛尺）が極めて重要であったろうことは想像するに難くない。

李朝時代にも基本的にはこのような高麗時代の社会的性格は継承されているが、法制的には度量衡の制度はより細かく規定されていくことになる。

李朝建国（1392～）当初の度量衡の制度がどのような状態であったのかは定かではないが、後の世宗時代（在位1419～50）の回想資料に、

其制器尺式，昔人於法度之器，必要周尺。而校定尺式，自古為難，与朱子取司馬文正公家石刻本，尺法載之。家禮以為後法，然家禮板本，行於世者，不一而周尺長短皆不同，亦難為據。判中樞院事許稠，於洪武癸酉年間，丁父憂求待陳友諒子・陳理家廟神主式，假作尺本。又於議郎姜天璽家，得紙本周尺，乃其父判三司姜碩弟，有元院使金剛所藏象牙尺所傳本也。面書云，神圭尺定式，以令官尺去二寸五分，用七寸五分，即與家禮附註潘時舉所云。（中略）凡太夫士家廟神主，與夫道路里数射場歩法，皆據以為定式。近又判司諫院事趙忠佐，赴京買得新造神主來復，以此尺校之，寸分相合，則此尺亦當今中国所用也。故今所制儀象表漏等器，並用此尺制定云々。<sup>(34)</sup>

とある。ここでいう洪武癸酉年（1393）は、明の太祖26年、李朝太祖李成桂が建国の翌年にあたる。この資料から周尺の校定が困難なこと、しかも李朝初期に極めて意欲的に周尺の校定作業が行われていたことをみることができる。また興味深いことは、司馬文正公の石刻本からとったといわれる朱子の《家禮》板本にのせた周尺が長短まちまちであることを批判して、陳理家の家廟神主式や象牙尺、神圭尺、趙忠佐の買い来った新造神主の周尺など、様々の標本を比較しながら、当時の「官尺を去ること二寸五分」という規定の上に校定を行っているらしいことである。

異民族王朝の元を北方のモンゴルに追いやり、漢族の王朝である明の成立もない時期の中国は、当然にも漢族の文化的ルネッサンス（復古）が行われていたであろうし、儒教理念による建国を意図した李氏朝鮮も当然、その影響をうけたであろう。李朝の太宗15年（1415）には里定を定めて、

今准中朝里数、以周尺六尺為一步、每三百六十歩為一里、以此打量。<sup>(35)</sup>  
としており、中朝（中国）を規範としながら復古的な周尺6尺を1歩とする360歩の1里を明確にしている。

周尺の適用においては、「當今中国所用也」ということが基準となり、里定においても、「今准中朝里数」ということを根拠にしている。しかしながら、一方では30里を1息とし、10里ごとに小標、30里ごとに積石、あるいは積土をもって大標を置くという独自の制度を行っていた。<sup>(36)</sup>

土地の地積表示においては、李朝時代に入ると固有のものの強固な残存と中国的な制度の導入との葛藤がみられる。固有の制度が法制的にも認められているものの例としては、李朝太祖の子、鎮安君芳雨に対する土地賜与文書がある。<sup>(37)</sup>そこでは「田七日耕」や「畚七石落」或いは「田一朔二十五日耕」や「畚二十五石落」などという表記がなされている。これは民間で李朝末まで用いられた「日耕」や「斗落」と同様の表現であり、規模が「朔耕」や「石落」などの巨大さを示しているものの、本質的には同じ性格のものである。「洪武二五年八

月日」(1392)の年号が示されており、李朝建国直後の土地文記として注目される。

朝鮮固有の田積表示である結負制に関しては、李朝時代に入って数度の改編を経た。その間の事情を《世宗実録》の10年の記事は以下のようにのべている。

戸曹啓、此己巳年上量田時、三歩三尺四方周回為一負、三十三歩四方周回為一結。乙酉年改量時、以為三歩三尺負數、於三十三歩結數不准、而改以三歩一尺八寸為一負、一結之數減至十二負四束。因此結負之數差重、請依己巳年例、三歩三尺四方周回為一負、令其負數相准、三十五歩為一結量之、<sup>(38)</sup>從之。

己巳年(1389)は高麗末期の恭讓王元年、また乙酉年(1405)は李朝の太宗5年にあたる。いずれも量田時(日本の検地にあたる)に結と負の百倍量の面積の不整合に悩んだあげく、最終的には1結の単位面積をふやすことで解決を計ったことがうかがえる。

己巳年の場合には、1歩=6尺であるから1負=3.5歩×3.5歩=12.25(歩)<sup>2</sup>、100負=1225(歩)<sup>2</sup>、ところが1結は、33歩×33歩=1089(歩)<sup>2</sup>となつて、負を100倍した方が136(歩)<sup>2</sup>分多いことになる。そこで乙酉年には1負の面積を減らして、3歩1尺8寸、即ち、1.8尺/6尺=0.3歩、こうすれば、1負=3.3歩×3.3歩=10.89(歩)<sup>2</sup>、100負=1089(歩)<sup>2</sup>となつて1結面積と整合するはずであるが、結果的には12負4束分1結面積が減つたとのべている。そこで、世宗10年には、3歩3尺四方の1負をそのままにして、1結の面積を35歩平方にしたわけである。

$$1 \text{ 負} = 3.5 \text{ 歩} \times 3.5 \text{ 歩} = 1225 \text{ (歩)}^2 \quad 100 \text{ 負} = 1225 \text{ (歩)}^2$$

$$1 \text{ 結} = 35 \text{ 歩} \times 35 \text{ 歩} = 1225 \text{ (歩)}^2 \quad 1 \text{ 結} = 100 \text{ 負}$$

一見稚拙な改革であるが、負や結あたりの面積を減らす方向での改革よりは、いずれにせよふやす方向での改革の方が、納税単位としての結負制の性格を考えた場合、納税者(耕作者)側の方が有利になる点は注目しておいてもよいで

あろう。

ところが、世宗時代の田積表示の改革はこれにとどまらなかった。慶尚道や全羅道の一部地域における中国の貢法の実施（5尺=1歩，5尺×5尺=25(尺)<sup>2</sup>=1歩積，240歩積=1畝，100畝=1頃，田品5等分，豊凶による年分9等分制など）という試行錯誤を経て，ついに世宗26年（1444）には随等異尺制という朝鮮独自の田積制度を生み出すのである<sup>(39)</sup>。

中国の貢法に関しては，前年の秋あたりから盛んに議論され，朝鮮古来の「損實之法」と比較したり，実際に施行されたりもしたが，翌年の六月には租税の徴収が複雑であると否定されてしまう。

議政府六曹曰，田制所啓，或曰頃畝分，雖曰古制，無大利，害於民。而駭於視聽，且田分五等，年分九等，總計五十餘件，筭計煩冗，奸吏因縁，為盜出軍賦役等事，亦多節目。依旧結負之法，（中略）……然法無大利害，則從俗可也，何必一一欲行中国之法乎<sup>(40)</sup>。

その際における「何必一一欲行中国之法乎」との一臣下の発言は，この時期の慕華と自尊のはざまにゆれ動いた朝廷の一臣下として切実なものがあつたであらう。それはともかく，随等異尺制は，それ以前の結負制と中国の貢法（頃畝制，畝畝制なども書かれる）を結合させたような独得のシステムとして成立する。

実は高麗時代の結負制も，田を上，中，下の3等にわけ，それぞれ20指尺，25指尺，30指尺などという指の幅長を基準にした長さの違う田尺を「一尺」として量田を行っていた。従って同じ「三十三歩平方」の1結の面積でも，上田，中田，下田によって基準の田尺の長さが違うわけであるから，一結の絶対面積は土地の等級によって異なるものであつた。ところがその指尺自体があいまいで，また地方ごとに異なっていたようである。そのような状態であつたものを貢法を軸とした頃畝制実施というような試行錯誤を経て，周尺に基づく6等田品ごとの田尺の基準を決めたものが，世宗26年以降の結負制であつた。その精

神は、田制詳定所での世宗26年6月の臣下等の論争をまとめた世宗王自身の以下のような発言に示されている。

上曰、改頃畝歩法、仍舊為結負束把。以五等之田、一二等推移為六等。其六等之田、皆用周尺量之、隨地廣狹同科收稅何如、僉曰、上教允當。<sup>(42)</sup>

すなわち、頃畝制を改めて結負制に連結させ、5等田を6等田とし、皆周尺を基準にして田品に従って土地の面積は異なるものの、同じ1結からは同じ税をとる（「同科收税」）、その理念によって生みだされた六等異尺制は以下のようなものであった。

一等田尺	周尺四尺七寸七分（五釐）	三十八畝
二等田尺	〃 五尺一寸八分（七分九釐）	四十四畝七分
三等田尺	〃 五尺七寸（三釐）	五十四畝二分
四等田尺	〃 六尺四寸三分（四釐）	六十九畝

（カッコ内の数字は後の《経国大典》の数字）

五等田尺	〃 七尺五寸五分	九十五畝
六等田尺	〃 九尺五寸五分	一百五十二畝

如此則尺有六等長短、而數則皆以百尺為面、萬尺為積、雖不熟筭者、計之無難<sup>(43)</sup>

というようなもので、各等級1結の面積は、それぞれ右端にかかげたような頃畝制の面積に換算できるようリンクされていた。また各々の結負制内部での連結は、各田尺を100尺とする積10000(尺)<sup>2</sup>が1結とされたので、1結=100負=1000束=10000把の等式にに従って、1把はそれぞれの量地尺の1(尺)<sup>2</sup>となった。同様に1束=10(把)×1(尺)<sup>2</sup>=10(尺)<sup>2</sup>、1負=10(束)×10(尺)<sup>2</sup>=100(尺)<sup>2</sup>となり、確かに田積の計算や、単位あたりの租税量の計算は簡便になったものと思われる。ただ何故に一等田尺の1尺が周尺で4尺7寸7分（5釐）という中途半端な数字が出されているのかといえ、あらかじめ、高麗の上田尺等の規準となるべき田尺があって、無理にそれを周尺で算出したからであろう。事

実、世宗26年6月の議論には、

然地有大小而同科輸租，不可謂無益，今當用周尺準計在前下田之結，定為今之第六等之田，此下五等之田之差分，集衆熟議，甚酌厥中定制曰，某等田幾尺，某等田幾尺，則用尺有據，習俗無變，可謂兩得矣。<sup>(44)</sup>

というようなものであり、また同年11月の決定においても、

下田一結之地，其積五十七畝，以此為準先定所出之數<sup>(45)</sup>

というような表現がみられるところからも、高麗時代の上，中，下田を何等かの基準で6等分したものと思われる。仮りに高麗時代の下田が57畝ということであれば、世宗6等田品の場合には、三等田のやや下あたりということになる。

いずれにせよ、世宗時代の「六等異尺制」は、「同科収租」という在来の「習俗」を変えることなく、周尺を基準にした等級別の絶対面積化を計るという巧妙なものであった。もっとも、実際にこのような6種の田尺（間ざお）によって田畑ごとに量田（検地）を行っていたとしたら、田畑ごとの等級の決定から、用いる田尺の選択まで極めてわずらわしく、また不正のおこりやすいものであったろうと思われる。

後の資料であるが、《田制詳定所遵守條畫》（1653）という書物が、世宗時の頒布にかかるものの復刊という形で出刊されている。それによれば准定結負という形で、一等結負の1束から1結までに対して、それぞれ他の等級の結負がいくらにあたるかを、一覽表にして掲げられている。<sup>(46)</sup>

一等結負	二等結負	三等結負	四等結負	五等結負	六等結負
一束	八把	七把	五把	四把	二把
二束	一束七把	一束四把	一束一把	八把	五把
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
一負	八束五把	七束	五束五把	四束	二束五把
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
一結	八五負〇一把	七〇負一束一把	五五負〇七把	四十負	二五負

ほぼ一等田結に対して、85%、70%、55%、40%、25%の比となっている。こ

れはほぼ先の六等異尺の面積比の逆比である。すべての田積を一番短い一等田尺（周尺4尺7寸7分）で計った上で、収量を上記のパーセント比によって換算したと思われる。すなわち、理想的には先のような6種の田尺が考察されたものの、実際の運営はかなり早くから一等田尺一本で田積を計り、その上で収租量を田品の等級に従って勘案したと思われる。その証拠に、《田制詳定所遵守條畫》には、該等規式という、

每等一負減一束五把，

一等繩量六等田，二等八五空一乘，七空一一為三等，五五空七四等成，單四乘位五等實，六等二五自分明，

一種の暗記法が、かけ算の九九法の前に掲げられており、量田に際して極めてポピュラーな手引書のような役割を果していたものと思われる。<sup>(47)</sup> いずれにせよ、もしこのような運営の仕方がかなり早くから行われていたとすれば、田積の一等田尺による一本化、単一絶対面積化が李朝初期から進んでいたことになり、今後のさらなる研究が必要な部分である。

豊臣秀吉の朝鮮侵略（1592～97）以後の李朝後期には、これらの量田尺が失われ、再量田の必要から再び量田尺が作られるのであるが、その際、《田制詳定所遵守條畫》にある布帛尺の二尺一寸二分六釐にあたるという規定を、誤って二尺二寸二分六釐と一寸長くしたため、一等量田尺は周尺で二寸二分ほど長くなってしまった。朝鮮の仁祖12年甲戌（1634）に作られたのでこれを甲戌尺<sup>(48)</sup>といい、李朝後期の純祖20年（1820）までたびたび論難の対象となる（その後の書物である《六典條例》などでは「量田尺一尺」は「周尺四尺九寸九分九釐」<sup>(49)</sup>としているので甲戌尺が合法化されたものと思われる）。そのたびに民にとっ<sup>(50)</sup>ては有利なことであるからという理由で積極的な修正措置はとられなかった。その結果は、

京畿忠清之尺，雖異於兩南。今以他事言之，八道之事各遵其旧，不同例者甚多。湖西既用己酉尺，今亦用己酉例，兩南既用甲戌尺，則今亦用甲戌例，

<sup>(51)</sup>  
顧何妨乎。

ということで、量田の基準たるべき量田尺すらが、このように二種の異なった量田尺を用い「乱れた」わけである。

ここで結負制を中心とした量田関係をひとまず離れ、再び李朝時代の度量衡のあり方全般にたちかえって検討してみたい。李朝の度量衡制度の特異な点は、複数の尺度の存在のみならず、それを法制的に確認している点であった。もっともその事を端的に示しているものが李朝初期以来の法典の集大成とでもいうべき《経国大典》(1485完成)である。〈卷之六、工典〉の度量衡条には、まず度量衡の検定制度を示して、

諸司諸邑度量衡本曹制造，諸邑量則各送一件于諸道，令觀察使依制平校烙印，私處所造每歲秋分日，京平市署外巨鎮，平校並烙印<sup>(52)</sup>

とのべている。これは高麗時代の靖宗12年(1046)の度量衡検定制度(前出、注25参照)と較べると、①諸司諸邑の度量衡器は本曹(工曹)が製造するということ。②地方(諸邑)の検定は觀察使(道の長官)が烙印をもって行うこと。③私處での度量衡器の製造が認められており、毎年秋分の日(《高麗史》では春秋二回の規定)に行うこと。④ソウルでは平市署が担当し、地方では巨鎮(大きな都市)が担当して検定(平校)し、烙印をおす、などという点が明瞭にされている。前出の高麗時代の規定よりは、ずっと詳しく具体的なものとなっているといえるであろう。毎年秋分の日一回の検定というのも現実的であるし、また烙印による検定法の明記も具体的である。しかし一方では公私の二種類の度量衡器の製造を認めていることや、中央と地方によって検定主体を違えている点など、高麗時代との共通性も認められる。また度量衡検定時における罰則規定の欠如も共通している。

そのような罰則規定欠如の欠陥が克服されるのは、李朝後期の18世紀なかば、《續大典》(1744年成稿)の段階であった。

每秋分日，京則本曹，外而營鎮，収聚公私用斗斛，更校烙印，其造制不如

法者、印跡不明者、以違令律論。<sup>(53)</sup>

造制が法に違うものと、印跡の不明者を処罰の対象としてあげているが、その間の事情を《新補受教輯録》は次のように伝えている。

京中則工曹，外方則營鎮，而每於秋分日，例為烙印以置，雖私用者亦皆収聚，烙印以為通用之地。而近來此法懈弛，各別申飭，犯者繩以重律。依大明律，斛斗稱尺增減者，杖六十 雍正癸丑承傳。<sup>(54)</sup>

朝鮮の法典体系は、王の下教をうけて（受教）、それを漸次輯録し、法典に反映させるというものであったから雍正癸丑(1733)、朝鮮、英祖9年の下教をうけて《續大典》の形で反映されるまではこのような欠陥は明瞭には意識されていなかったとみなすべきである。ことに私用者の統制は、「近來此法懈弛」とあるが、実態的にも不可能に近いものであろう。大明律による「斛斗稱尺増減者」への杖六十の刑がどれほどの効果をもったかは疑問である。ましてやこのような明確な罰則規定を欠く《經国大典》段階での民間尺や民間斛の統制はほとんど不可能であったろうと考えられる。

《經国大典》の段階は、このような欠陥を内包しながらも、先の度量衡検定制度の規定のあとに割注の形で5種の尺（さし）と2種の斛（ます）、3種の稱（はかり）の関係を度量衡の順序に従い、のべている。いささか長くなるが全文を引用し、その順序に従って検討を加えたい。

○度之制十釐為分，十分為寸，十寸為尺，十尺為丈。以周尺准黃鍾尺，則周凡長六寸六釐。以營造尺准黃鍾尺，則長八寸九分九釐。以造禮器尺准黃鍾尺，則長八寸二分三釐。以布帛尺准黃鍾尺，則長一尺三寸四分八釐。

○量之制十勺為合，十合為升，十升為斗，十五斗為小斛平石，二十斗為大斛全石。

○衡之制黃鍾之管，其容水重八十八分十釐為分，十分為錢，十錢為兩，十六兩為斤。大稱一百斤。中稱三十斤或七斤。小稱三斤或一斤。<sup>(55)</sup>

全体をみてまず気づくことは、①度の基準尺を黄鍾尺にしていること。②

量においては、米、粟、豆などの対象物による斛の使いわけを廃止していること。そのかわりに15斗を1斛とする小斛(平石)と、20斗を1斛とする大斛(全石)が存在すること。③衡は1斤=16両体制をとりながらも、中稱、小稱に2種類ずつがあり、大稱、中稱、小稱の対象による使いわけが行われているらしい点などであろう。

黄鍾尺に関しては、《樂學軌範》(1493)という書物において、

按黄鍾管長九寸，空圍九分，積八百一十分，容黍千二百粒，以中黄鍾之律。今院中有銅律管二部，以營造尺度之黄鍾長准一尺。度尺之制營造尺長，以黄鍾尺准之，則八寸九分九厘。若加一厘，則便為九寸矣(中略)。庚子年華使鄭同帶伶官，而來基所持大平簫之音，與本国之樂聲稍諧。<sup>(56)</sup>

とのべている。黄鍾尺は中国においても觀念上はすべての度量衡の中心であり、呉承洛の《中国度量衡史》<sup>(57)</sup>(初版1937)を見てもわかるように、中国歴代の王朝で様々の議論がつみ重ねられている。朝鮮の場合でも、《漢書》律歴志での劉韻らの議論と同じ論法がとられており、また後の資料ではあるが、《増補文献備考》(1909)などには海州(黄海道)産の黒黍の中国の大きさのもの100個を横に並べて黄鍾尺を作ったなどという記事が<sup>(58)</sup>でている。

しかし、朝鮮の場合に注目すべきは、そのような点よりも、共時的に何種類かの尺度が黄鍾尺によって基準づけられていることであろう。中国の場合にも歴史的には様々の尺度が存在し、しかもそれらがその時代ごとに黄鍾尺によって通時的に權威付けられたことは、呉承洛の議論(前注57参照)などにもある通りである。しかし朝鮮のように同時代に様々の尺が存在し、しかもそれらが法典によって黄鍾尺を基準に体系づけられたという話は聞かない。朝鮮の場合には何故このようなことが起きたのであろうか。それを確認するためにはそれぞれの尺の性格を明らかにする必要がある。

まず、黄鍾尺自体は、先の《樂學軌範》の例でもわかるように、黄鍾律管とよばれる楽律を調整するための笛を作るのに必要なものであった。しかも朝鮮

の場合、营造尺はこの黄鍾尺の8寸9分9厘にあたとされており（《経国大典》、《楽學軌範》など）、「一厘」を加えた9寸が黄鍾律管の長さ（「按黄鍾管長九寸」）であることから、実際は营造尺長が代用された可能性が高い。黄鍾尺はこの楽律を定める時以外には直接の使用目的がなく、しかも朝鮮の場合には、《楽學軌範》の「庚子年華使鄭，同帶伶官」以下の文章が示すように、直接中国の楽律と比較する意識が働いているので、現実には黄鍾尺をことさら黒黍などを並べて作る必要はなかったであろう。現在、韓国の秘苑に存在する黄鍾尺の実長は、34.10~34.82cm（朴興秀，全相運）だそうだが、実際には营造尺などの実在の尺の数値などから逆算して作られたものであろう。

营造尺はその名の通り营造（大工）用の丁字尺で、中国でも明清時代には官尺として広く使われたものである。唐の大尺以来、30cmを少しこえるこの尺は中国においても比較的安定しており、朝鮮における遺物の実測結果も、ほぼ31cm内外である（朴興秀）。营造尺の用途は広く、《田制詳定所遵守條畫》には、「金銀箔，金銀銅鉄骨角鯨鬚，燭墨藤玉石螺蛤，瓦磚，用营造尺」<sup>(60)</sup>とのべており、朴興秀は、兵器，築城，橋梁，道路，建築，船舶，車輛，量器の基準尺であるとのべている。<sup>(61)</sup>日本の曲尺にもっとも近く、実際に李朝末期の度量衡改革においては、これを基準尺として日本の曲尺に等しいものとみなした。恐らく建築等における技術上の制約から、それほど大きなブレをおこしえなかったのであろう。

周尺は李朝初期の周尺校定の際にもみたように、中国古曲尺の復活という意識で極めて意欲的にとりくまれたものである。当時、明初の官尺（营造尺）は32cmとされており、「官尺去二寸五分，用七寸五分」の《世宗実録》の前出の記録に従えば、24cm内外とならなければならないはずであるが、朝鮮の周尺は《経国大典》の法典上の規定からも、実際の遺物からも20cm内外とかなり小さい。あるいは明初には中国にもそのような周尺が存在したのであろうか。

周尺の用途は、《世宗実録》にもあったように、家廟の神主，道路の里数，

射場の歩法、儀象、表漏の器などに限定されている。特記すべきは、量田用の基準尺ならびに測雨器の基準とされた点である。量田尺に関しては前述した通りであるが、測雨器も李朝後期には基準器が失われ、英祖46年（1770）に《世宗実録》<sup>(63)</sup>の記録に基づいて再建された。この再建後の測雨器は現在も2台が残されており、うち1台は韓国に残されており、朴興秀の実測によれば世宗時代の周尺が完全に再現されているとのことである（朴興秀，20.82cm）<sup>(64)</sup>。しかし《英祖実録》によれば、測雨器の再建は布帛尺による比例周尺であることは明らかであり、朴興秀の結論はいささか強引であるように思える。とはいえ、同じく周尺を用いたとされる水標橋の遺物やその他から、20cm内外の周尺が復古・再建され、李朝末期まで維持されていたことは明らかである。

造礼器尺は、《世宗実録》に図が描かれており、朴興秀によれば、「文廟および宗廟祭礼の制度基準尺。印用尺としても知られている。尺以上の単位なし」<sup>(65)</sup>ということである。唐の小尺（祭儀用）のような役割を果たしたものであろうか。注目すべきは、《世宗実録》の図に付された説明で、

凡幣之制，皆長一丈八尺。尺用造禮器尺，校令官府布帛尺，准六寸四分而減三寸六分，則一丈八尺准令布帛尺十一尺五寸二分，尺図在後，並用苧布。<sup>(66)</sup>  
とあるように、布帛尺（「官布布帛尺」）を基準に作られていることである。《世宗実録》図の実測データ（朴興秀，28.67cm，全相運28.9cm）によれば、ほぼ《経国大典》などからの計算上の値と差がない。実際に用いられたのは、文廟や宗廟などという極めて限られた場所であったということであるから、布帛尺などを用いながら、計算上生みだされたものであろう。

最も性格把握の困難なものが布帛尺である。布帛尺は李朝後期の田尺や測雨器を作る際、周尺を校定するための基準尺（三陟布帛尺）とされたり、また世宗時代の造礼器尺の基準尺であったことは前述した通りである。李朝尺度中、もっとも一尺の尺長が長いもので、《経国大典》の規定に従って計算すると、46.8cmとなり、現存する布帛尺を実測した値をみても48.91cm～49.24cm（朴興

秀)など、かなりのバラつきをみせている。また李朝末期のいくつかの調査報告にあらわれる50cm前後の様々の民間尺は、ほとんどがこの布帛尺である。このような事情は世宗時代においても同様であったようで、世宗13年の記録に、

工曹啓、各官稱子斗升、則各其長官平校分給、而布帛尺体制、則不會平校。故京外尺度不一、互有長短、請令各官、造竹尺上送、令京市署、校其市准尺度還送、<sup>(69)</sup>從之。

とあって、ことさら布帛尺のみの不統一が強調されている。布帛尺自体は恐らく高麗時代以前から存在したもので、「故京外尺度不一、互有長短」などとのべられていることから、この時点では民間尺も含めて校合しようとしたものである。これらのことを含めて、布帛尺は官尺、民間尺を問わずもっともバラつきの激しい尺であったことがうかがえる。

布帛尺は、文字通り布帛(布や織物、衣類)を計量するものであるが、《田制詳定所遵守條畫》には、「紙菴竹氈席、皮物圓金絲、樺皮炷香繩索桂、果菜握用布帛尺」<sup>(70)</sup>と注記している。衣類のみに限らず、かなり広い範囲に及んでいることがうかがえる。布帛尺は、20尺をもって一端、40尺をもって一疋(匹)とするような長いものを計量するのに利用する尺であり、また日本や中国の場合にも裁縫用の尺は衣服の裁断の際の余裕をもたせて長い目になるという小泉袈裟勝<sup>(71)</sup>の所説から考えても、布帛尺は訛長する傾向にあったのであろう。

以上、《経国大典》を中心にして、度制の検討を行ったのであるが、①度の場合も対象による使いわけが行われていること、②《経国大典》記載の5つの尺のうち、実際に一般に用いられていたのは、周尺、营造尺、布帛尺の3種であろうとの結論が得られた。これらの3つの尺は、それぞれに性格を異にする尺であった。この事は、偶然ではあるが、呉承洛の《中国度量衡史》における「尺度演變的三個系統」<sup>(72)</sup>の所説とほぼ一致する。呉承洛の結論は、実用する尺に、(1)法定尺、(2)木工用尺、(3)裁縫尺があったというもので、内容的に多少の違いはあるが、朝鮮の場合(1)が周尺、(2)が营造尺、(3)が布帛尺とみなしうで

あろう。そうして(1), (2)の変動がもっとも小さく, (3)の変動がもっとも大きいことは, 呉承洛の所説と一致している。このような事実を前提にすれば, 李朝末期の日本人調査者のように, さまざまの長さの布帛尺をとりあげて度量衡全体の乱れを云々する表面的な理解は回避できたであろう。

再びここで《経国大典》の量の規定にかえる。《経国大典》の規定では, 勺, 合, 升, 斗の10進法による量規定と, 15斗の小斛(平石), 20斗の大斛(全石)の規定があるのみで, 実際のそれぞれの斛の大きさの規定を欠いている。ところが, これに先だつ世宗28年(1446)の議論では明確にそれぞれの斛の大きさをのべている。

議政府據, 戸曹呈, 啓請以新营造尺, 更定斛斗升合体制, 斛容二十斗, 長二尺廣一尺一寸二分深一尺七寸五分, 積三千九百二十寸。容十五斗者, 長二尺廣一尺深一尺四寸七分, 積二千九百四十寸。斗, 長七寸廣七寸深四寸, 積一百九十六寸。升, 長四寸九分廣二寸深二寸, 積十九寸六分。合, 長二寸廣七分深一寸四分, 積一寸九分六厘。<sup>(73)</sup> 従之。

《経国大典》に何故このような議論が反映されなかったか不思議であるが, このあとの《大典續録》(1492)には, 体積の記述と合の規定を欠いた形で, ほぼそのままの形で全文が収録されている。<sup>(74)</sup> 体積比は極めて正確な比をなしている。用いられた尺は, 「新营造尺」とあるので, 仮に31cm内外の尺として計算をしてみると, 以下の如くである。

種別	立方寸	斗比	立方cm	ℓ
合	1.96(寸) <sup>3</sup>	0.01	58.39cm <sup>3</sup>	0.0583 ℓ
升	19.6(寸) <sup>3</sup>	0.1	583.9cm <sup>3</sup>	0.5839 ℓ
斗	196(寸) <sup>3</sup>	1	5839.03cm <sup>3</sup>	5.839 ℓ
小斛	2940(寸) <sup>3</sup>	15	87585cm <sup>3</sup>	87.585 ℓ
大斛	3920(寸) <sup>3</sup>	20	116780cm <sup>3</sup>	116.78 ℓ

これを高麗時代の量制と比較すると, 小斛の立方寸が末醬斛の立方寸(2685.

619(寸)<sup>3</sup>)よりやや大きい形で一番近く、大斛は高麗時代の米斛(1728(寸)<sup>3</sup>)の二倍量よりやや大きい。しかし高麗時代の枡が記録上は正方枡であったのに対して、李朝時代の枡は三辺の長さを違えた長方枡である点など、単純な継承関係を見出すことは困難である。

日本の枡が、京枡をはじめとして大むね深さだけを違えた方形の枡であった点などとも異っている。小泉袈裟勝は、小斛の立方寸が日本の天平時代(729~49)の七道の斛法とよばれる2700立方寸の収税量と極めて近いことを指摘されている。また中国の枡と較べると、吳承洛が計算した唐代の1升(594.4ml)<sup>(75)</sup>と朝鮮の1升(583.9ml)がきわめて近いが、李朝と同時代の中国の明・清時代の1000ml代の1升とは大いに異っている。日本や中国枡と、通時的、あるいは共時的に何らかの関連をみいだせるかも知れないが、その根拠を提示することは困難である。度量衡のうちでも量制(枡)の変化はもっとも激しいもので、中国、朝鮮、日本のそれぞれが独自の発展と地方差を示しているのだと考えた方が無難であるように思える。

小泉袈裟勝は、朝鮮における大斛、小斛の存在を「小斛は隋・唐の大量、大斛は北方中国に流布した公定外の大きい枡が制度としてとられたものである<sup>(77)</sup>」と推測されているが、何故そのように考えられるのかという根拠が示されず説得力に欠ける。また李朝の法典類や《実録》が、15斗を小斛、20斗を大斛と明確に規定しているのにもかかわらず、小泉袈裟勝は、「一般に『大斛』とか『小斛』がきまった場合、その基礎になった一升は制度の説明としては表われるが、実際にはその十分の一が斗、そのまた十分の一が升とされる。これは唐の大量の場合でも同じである<sup>(78)</sup>」との見解を示している。もしこれが事実であったとするなら、李朝末期に至る量制(枡)の乱れを法典みずからが準備したことになる。事実、現代の韓国においても、市場における穀類の販売などにおいて、グラム表示を違えた小枡、大枡(どちらも1升を単位とする)が使われているのを筆者は実見(後述)しているので、あるいはこれに淵源するものか

も知れない。しかしこれまでの所、小斛の1斗、大斛の1斗などという表現を法典類その他の資料でみだしていないので、確言はできない。小斛、大斛の性格把握の一環として今後の課題である。

小斛、大斛の性格を考える際、高麗時代の量制から類推すれば、対象物による大斛(全石)、小斛(平石)の使いわけがなされたのかも知れない。しかしそれも明確な史料的うらづけを欠いている。また後の日本の農商省の調査によれば、おおむね平安道、成鏡道などの北部では15斗を1石としており、京畿、忠清、黄海道などの中部では20斗を1石としている。或いは畑作地帯や米作地帯などによる地域的なものが存在するのかも知れない。しかし一方では、4斗=1石の市斛の存在なども報告されて<sup>(80)</sup>おり、同じ地方でも20斗=1石の例と15斗=1石の例が報告されるなど、無系統で雑然とした日本人の報告書からは明確な姿(たとえ混然としていても)をつかみだすことは困難である。

例えば、「数年間半島の事情を研究した」という農商務省商工局員、徳永敷美によれば、「朝鮮の「斛」に「食斛」(一名「家斛」)、「官斛」、「市斛」の三種があり、「普通一石ト稱スルハ此斛(食斛)ニテ二十斗ヲ云ヒ、我七斗八升ニ當ル。之ヲ大斛又ハ全石ト稱ス。小斛(十五斗)ハ政府向ニ用ヒル斛目ニシテ、一ニ平石ト稱ス」<sup>(81)</sup>とのべ、「家斛」(私制?)と「官斛」の差異として説明を与えている。しかし農商務省の調査例全般や、法典類にわざわざ大斛(全石)と小斛(平石)の規定をのせていることから考えると、安易に信じる訳にはいかない。いずれにせよ、小斛・大斛に関しては、次章の李朝末期の度量衡改革においても実量を含め再度論ずるつもりであるが、今後の課題であることには違いない。

衡制に関しては、黄鍾の管に入る水の重量云々は、中国古典による権威づけにすぎないものであろう。重要なことは、大稱、中稱、小稱の使いわけである。《経国大典》では、「大稱一百斤、中稱三十斤或七斤、小稱三斤或一斤」と中稱、小稱には各々二種があることになっているが、李朝末期には七斤の中稱と三斤

## 李朝末期の度量衡

の小稱は失われていたようである<sup>(82)</sup>。これらは枘のように様々の容量が存在するというわけではなく、一斤を小稱、三十斤を中稱、百斤を大稱というような単位系ならびにはかりの大きさによる分類であろうと思われる。事実、徳永勲美は、小稱は金銀薬材などの貴重品、中稱は繰綿、大稱は銅、鉄、皮革類などという使いわけをのべたあと、「以上三種ハ古ヨリ一般ニ行ハルモノニシテ比較的精確ト稱スルモノナリ」と評価し、「衡ハ素ト本邦ト其沿革ヲ同フシ、我ニ於テ文祿、慶長ノ頃錢、兩等名称ヲ廢シ、爾來尠貫等名稱ヲ用ヒ居ル点ノミ異ルカ如シ」とのべ、「一斤ハ十六兩(百六十匁)ニシテ即我一斤ナリ」との認識は、小泉袈裟勝の日、中、朝三国同一衡制説と一致している。

以上、《経国大典》を中心に、李朝時代の伝統的法制からみた所の度量衡の検討を行ってきた。次章ではそのような法制的なわく組をふまえた上で、李朝末期の度量衡の実態(ことに量制)を検討し、李朝末期に行われた度量衡改革の意味をさぐりたい。

21 例えば、

合番百二結二負四束、以其村官謨番四結内視令番四結、烟受有番九十四結二負四束、の如し。この文書に関する研究は、旗田巍〈新羅の村落—正倉院にある新羅村落文書の研究〉《歴史学研究》226, 227 (1958) 以来、韓国、日本の多くの研究者がとりくんでいる。

22 《三国遺事》(学習院影印本) 189~193頁。

23 《高麗史》卷78, 食貨志20~21丁, 辛禍14年7月大司憲趙浚等上書。

24 《高麗史》卷78, 食貨志一, 3丁~4丁。

25 《高麗史》卷84, 刑法一, 19丁。

26 《高麗史》卷84, 刑法一, 19丁。

27 小泉袈裟勝, 1960《度量衡の歴史》14~16頁。

28 《隋書》卷16, 律歴上, 嘉量。

29 《高麗史》卷78, 食貨志一, 租稅47丁。

30 《高麗史》卷77, 百官二, 26丁。

31 《高麗史》卷85, 刑法二, 禁令1丁。

32 《高麗史》卷79, 食貨志二, 塩法18~19丁。

- 33 小泉袈裟勝, 1960《度量衡の歴史》16頁。
- 34 《世宗実録》卷77, 19年4月甲戌, 11丁。これとほぼ同じ内容が, 後の《増補文献備考》の度量衡の項にダイジェストの形でのせられている。
- 35 《太宗実録》卷30, 15年12月丁丑, 41丁。
- 36 《太宗実録》同上,  
每十里置小標, 三十里置大標, 或積石或積土, 各從其使行為之, 何如, 依允。
- 37 この文記に関する本格的な研究は, 旗田巍, 1972《朝鮮中世社会史の研究》所収の〈新羅・高麗の田券〉196~200頁をみよ。また総督府・朝鮮史編集委員会編の《朝鮮史》第4-1にはこの文書の写真版が掲載されている。
- 38 《世宗実録》卷42, 10年10月乙卯朔, 2丁。
- 39 《世宗実録》卷106, 26年11月戊子, 21丁。
- 40 《世宗実録》卷104, 26年6月甲申, 25丁~26丁。
- 41 注39に同じ。高麗之旧三等田, 皆用方面之数, 不計実積, 地之膏瘠, 南北不同, 而其田品分等不通計八道。只以一道分之, 故三等田膏瘠不同納稅輕重頓異。
- 42 《世宗実録》卷104, 26年6月甲申, 27丁。
- 43 《世宗実録》卷106, 26年11月戊子, 22丁。
- 44 《世宗実録》卷104, 26年6月甲申, 26丁。
- 45 《世宗実録》卷106, 26年11月戊子, 21丁。
- 46 この書物は, 麻生武亀, 1940《朝鮮田制考》(朝鮮総督府, 中樞院)に全文掲載されている。
- 47 筆者のもつ《田制詳定所遵守條畫》は, 表紙裏に「乾隆15年己巳改量至于庚午修他而量事可駭」の書き込みがあり, 裏表紙には「量田事記, 不寒心哉。己亥十二月八日為始, 庚子二月十五日終。其間雪寒無前之慘, 雪中打量苦狀, 与量後念慮半不可勝記。然非但吾身, 一家兄弟叔姪六人, 參於量監豈」の書き込みがあつて, 七言絶句の漢詩一首と「冊主寧海申孟童」の署名がある。乾隆15年は1750年, 己亥年末から庚子年頭の量田とは, 正祖3~4年(1779~80)に行われた量田ではなからうかと思われる。量田作業の困難さがうかがえる資料である。
- 48 《仁祖実録》卷30, 12年10月乙酉, 壬子, 34丁。  
上下教曰, 戸曹既無量田旧尺, 則所當一從板刻而不遵旧制, 別生意見, 使二百年流來旧規, 一朝廢棄事極非矣。……領議政尹昉, 以為新尺既已下送, 嫌其稍長而不用事理未安。
- 49 《朝鮮田制考》279頁。
- 50 《肅宗実録》卷64, 45年9月壬午, 18丁。

## 李朝末期の度量衡

仁廟之意，蓋出於損上益下，以為結數雖減，而於下民則為利故也。……仁祖寬大之德，豈非今日所當法耶。

- 51 《同上》同19丁。
- 52 《経国大典》卷之六，工典，度量衡，1丁。
- 53 《續大典》卷6，工典，度量衡，2丁。
- 54 朝鮮総督府中樞院編《受教輯要》所収，〈新補受教輯録〉工典，度量衡。
- 55 《経国大典》卷6，工典，1丁，割注。
- 56 張師勳，1976《韓国音楽史》付録，〈楽学軌範〉（影印本）軌範1，10丁割注。
- 57 呉承洛，1937《中国度量衡史》（1957，商務印書館，程理濬修訂版）第1章第2節「虚構的黃鍾标准」など。また現代の度量衡史家の立場からは，小泉袈裟勝，前掲《度量衡の歴史》7～9頁に詳しい。
- 58 《増補文献備考》卷之90，しかし実録などからはこの事実は確認できなかった。
- 59 《楽学軌範》の「度尺之制，营造尺長以黃鍾尺准之，則八寸九分九厘，若加一厘則便為九寸矣」という記述はまさにこのような事情にうらうちされているのであろう。
- 60 《朝鮮田制考》326頁。
- 61 朴興秀，1980《度量衡斗国楽論叢》所収，《서울600年史》Vol. 2，193頁。
- 62 藪田嘉一郎，1969《中国古尺集説》所収，矩斎〈古尺考〉6～7頁表による。
- 63 《世宗実録》卷96，24年5月，7丁。  
京中則鑄鉄為器，名曰測雨器。長一尺五寸経七寸用周尺，作台於青雲觀，運器於台上。
- 64 朴興秀，1967《李朝尺度에關한研究》朴興秀に言わせれば，世宗時代の測雨器そのものであるとしているが，これは無理であろう。
- 65 《英祖実録》卷114，英祖46年5月丁丑，19丁。  
皆造石台，高布帛尺一尺，廣八寸，台上造円穴安之穴，深一寸用庚申新製尺，盖庚申取三陟布在所，世宗朝布帛尺，参考大典，新制尺式也。
- 66 《世宗実録》卷128，吉禮序例。
- 67 《서울600年史》Vol. 2，468頁，前掲書所収。
- 68 注66に同じ。同図の解説。
- 69 《世宗実録》卷52，13年4月辛丑，5丁。
- 70 《朝鮮田制考》326頁。
- 71 小泉袈裟勝，1977《ものさし》154～180頁。
- 72 呉承洛，1957《中国度量衡史》（商務印書館版），49～51頁。

- 73 《世宗実録》卷113, 28年9月壬辰, 36丁。  
74 《大典續録》六, 工典雜令。  
75 小泉袈裟勝, 1980《ます》131頁。  
76 吳承洛, 《前掲書》58頁, 13表。  
77 《ます》131頁。  
78 《同書》130頁。  
79 農商務省, 1907《韓国土地農産調査報告書》全5卷3冊の關係項目。  
80 徳永勲美, 1907《韓国総覽》1170頁。  
81 徳永勲美, 《同書》1168頁。  
82 徳永勲美, 《同書》1170頁。  
83 《同書》同頁。

### 3. 李朝末期の度量衡改革

李朝末期の度量衡の状態は、前章でのべたような法制的な規定をうけながら、独自の展開を示している。例えば、量田尺の基準ともいふべき周尺に関しては、李朝末期の純祖20年（1820）に「釐正周尺」とよばれる新たな周尺が使われるなど、細かな様々の議論がつみ重ねられ、また実際に校合の努力が行われた。<sup>(84)</sup>しかし、一方民間の布帛尺に関しては、ほとんど無統制であった。また營造尺も、民間には木尺とよばれる大工用の民間尺が存在したが、これは建築物の基準であったということもあって、精度の違いこそあれ、布帛尺のようなひどいぶれはおこさなかったようである。<sup>(85)</sup>

もっともひどいぶれをおこしているのは布帛尺である。すでに李朝前期の世宗の時代にもその傾向が存在したことは前述したが、それは民間尺としての布帛尺のあり方、収税の対象としての布のあり方の中に存在する。李朝後期の英祖時代に次のような証言がある。

臣罪南邑時、軍布各項上納、必準四十尺兩端踏印。而京衙門軍兵所受、不滿四十尺。此乃驕曹吏胥弄奸之致、宜有嚴防之道矣。<sup>(86)</sup>

すなわち、地方における軍布（男丁1人につき布2匹の一種の人頭税）の上納にあたり、必ず40尺（＝1匹）を単位に両端に踏印（官印をおすこと）をして上送するにもかかわらず、ソウルの軍兵がうけとる布は40尺に満ないということであった。その理由を春秋館の臣、金延潤は、「騎曹吏胥弄奸之致」つまり兵曹の官吏の不正のせいだとみなしている。しかし地方ごとの布帛尺の差や、尺を違えてその差額を手数料とする場合を考えれば、必ずしも金延潤の言うとうりだとは言えない。この場合も、布の一部をきりとるという不正が行われたと考えることもできるが、地方の収税布と中央の軍人への支給布とは布帛尺の長さを違えた別の布であったと考える事もできる。

徳永勲美には次のような叙述がある。「布帛尺、一尺ハ我一尺六寸一分。布帛尺ハ元ト針尺ノ商家用ノモノナリ。古ハ針尺ナルモノナク皆布帛尺ヲ用ヒタリ。現今世ニ行ハレ居ルモノハ針尺ヨリ短キコト約五分ナリ。此ハ商家ニテ布帛ヲ販賣スルニ際シ切り耗リノ損失ヲ生セサラシメン為メ期ク短縮シタルモノナリト云フ。」

「此布帛尺ニハ各商家自然ノ習得アリテ種類多キカ如ク随テ長短ノ差甚シク、二・三寸ノ差ヲ見ルコト敢テ珍シカラス。本項ニ於テ比較ニ供シタルハ工曹ニテ製造シケルモノニ係レリ。而シテ此布帛尺ハ周尺ト同シク最古ヨリ行ハレタレハ其間ニ沿革アリタリト見エ、世宗時代、布帛尺ハ我一尺四寸六分ニシテ現今ノモノニ比スレハ一寸五分ノ差アルヲ見ル<sup>(87)</sup>」

ここでのべられている世宗時代の布帛尺（曲尺1尺4寸6分、44.24cm）は、造札器尺の規定から逆算される布帛尺（44.79cm）とほぼ一致しており、かなり信用のできる内容と考えられる。官府布帛尺がそれなりの規定をもつことによってあまり訛長しなかった（48.78cm）のに対して、民間の針尺などは収税や裁縫の際の「たちしろ」を残すなどの理由から、一層訛長（50.30cm）したものであろう。

このような事情は、これより20年ほど早い時期の松田行蔵の調査<sup>(88)</sup>（1888年、

付録「度量対照表」参照)によって呉服尺(布帛尺のこと)と表記された民間尺の長さをみてもらうことができる。「呉服尺」は曲尺で1尺3寸5分から1尺9寸1分までの大きなバラつきをみせており(メートル法換算で40.91cm~57.87cm), この間の事情をうかがうことができる。一部に世宗時代の布帛尺よりも短い地域が存在するが(慶尚北道の梁山, 彦陽, 新寧, 安東), 慶尚北道の山間地であつた両班勢力の強い保守的な地域であり, 或いは世宗時代以前の短い布帛尺を伝えたものかも知れない。しかしそれ以外は, 1尺6寸1分の李朝末の工曹の布帛尺よりもおおむね長い尺であり, またその傾向は, 全国的な調査を行った<sup>(89)</sup>《韓国土地農産調査報告書》(1907)でも確かめられる。この調査においても, 慶尚北道・大邱の木綿1尺42.4cmを除いては, おおむね50cm前後の長さとなり, これをうらづけている。

もっとも一方では, 同じ平壤地方の布帛尺において, 織物の種類によってその用尺を異にしているとの報告があり, そこでは木綿, 金巾, 麻等の布帛尺は曲尺で1尺8寸, 紬類は1尺6寸7分, 絹類は1尺5寸5分とのべている。<sup>(90)</sup>高級な生地ほど短めであるが, ここでは同じ布帛尺内部での対象によるさらに細かな使いわけが行われていることを示しており, 布帛尺とりわけ民間尺の把握には慎重さが必要であることを示している。

李朝末期の量制(ます)の性格把握においても, このような配慮は必要であろう。徳永勲美は次のようにのべている。「此榭(注, 官榭)ハ元ト食榭ト同一ノモノナレトモ食榭ハ民間用ニシテ官榭ハ官家用ナリ。其容量一斗ニ対シ三合ノ差アルヲ見ル。其差アル所以ハ納税ノトキ吏員ノ手数料ヲ見込ミタルモノナリト云フ。即チ人民ヨリハ食榭ニテ納メシメ, 官ニハ官榭ニテ納ムルヲ以テ其差ハ吏員ノ手数料トナルナリ。而モ甲午以後(注, 1894年の甲午改革をさす)ハ租税ハ金納トナリタルヲ以テ一般ノ納税ニハ不用トナリタリ。又比榭ノ食榭ト異ナル点ハ食榭ハ普通一石ト云ヘバ二十斗ナレトモ, 比榭ハ普通十五斗ヲ一石ト稱セリ。故ニ政府ノ歳入等ニ関シ石数ヲ以テ表示シタルモノノ一石ノ真価

＝三合六勺ノ百五十倍即チ我五斗四升ナリトス<sup>(91)</sup>

甲午改革以降の租税金納制によって官斛が消滅したという叙述は、李朝末期の度量衡改革の内的必然性を語るものとして重要であるが、ここではとりあえず民間の食斛と官斛の量差による吏員の手数料という叙述に注目したい。このような慣習を間接的にうらづける資料が田川孝三によって発見されている。

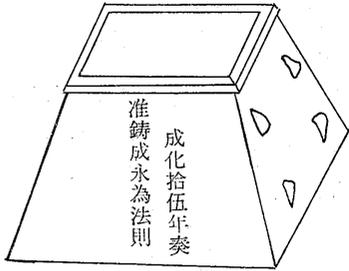
私庫直段、雖有<sup>は</sup>如于原人情名色、而捧上時、斛、網席・落庭米收拾之役、渠自主管<sup>は</sup>是如乎、在前地上散落者、拾取以食之際、不無粒米濫耗之患、故<sup>であるが</sup>兩南漕軍、及京江船人等計出矯揉<sup>として</sup>是如、每石六合定給事、自願定式、故本片依願許施<sup>したのであって</sup>是手所、蓋比缸人定式、為其省費掇弊<sup>(92)</sup>之舉。(下線部は吏読、吏読訳は田川孝三による)

この資料は宣恵庁の倉募民(倉庫労務者)の1つである私庫直の役価(労賃)を定めたものである。それによれば、本来、人情名色(人件費のこと)として斛や網席(むしろ)を準備する代価として落庭米を收拾したのであるが、故意に散落させる弊が大きかったので毎石あたり6合という定額にしたという内容である。ここでは落庭米が彼等の役価であったということ、またこのような関係の内部に定額化への動き(19世紀初)があったことは注目すべきであろう。

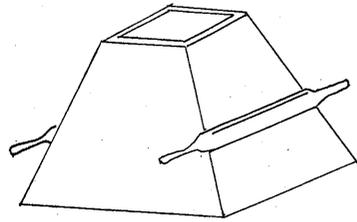
また少し時代はさかのぼるが、肅宗41年(1715)の記録に次のようなものがある。

命戸曹、録銅斗斛、頒于八路時、斗斛無定制、官用大小各異、倣華制<sup>(93)</sup>鑄頒其制底濶口殺、體小而高蓋、防濫捧高凸之弊也。

即ちこれによれば、官斛もすでに大小が各異であり、倣華制(中国、当時の清)にならって底が広く、口がせまい台形の形にして高く突出(「高凸之弊」)する弊害を防ごうというものである。事実、明・清時代の中国では、底が広く口が狭い台形の斛(ます)が一般化したようで、次頁のような金属製または木製の枡が研究書に紹介されている。朝鮮でも李朝末の日本人の調査書にはこのような枡が描かれており、この種の枡の存在は否定できない(付録の笠井調査京釜



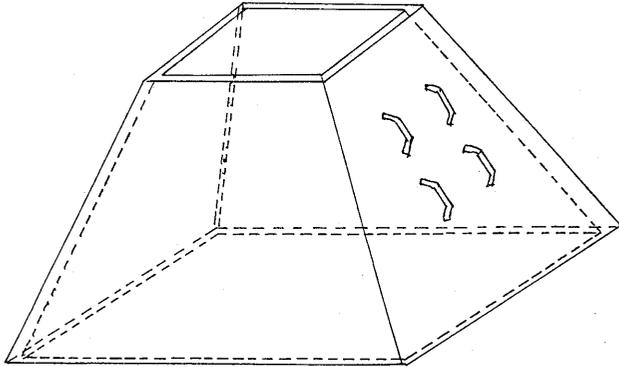
清木斛 (『本朝度量權衡攷』)



明鉄斛 (『本朝度量權衡攷』)

小泉袈裟勝『枘』p. 125より

清初鉄斛，鉄斗，鉄升形式図



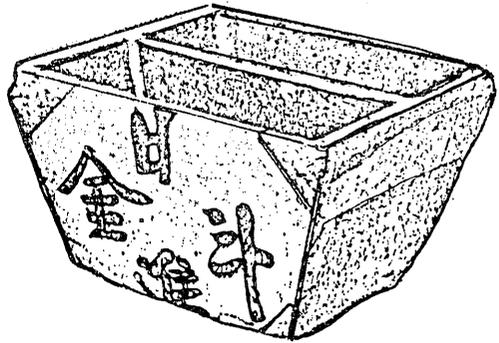
(1) 清初鉄斛 (比例尺五分之一)

呉承洛, 1957 《中国度量衡史》 p. 190 所引

鉄道沿線要地枘図参照)。恐らく斗概(ますかき棒)による「落庭米」の類をへらすことに目的があったのであろうが、一方では法典類に規定された長方形の枘が厳存しておりこのような措置はかえって混乱を招いたであろうと思われる。

また、李朝末のある調査者は、枘の量法に言及して「斗枘ハ梯形ニシテ其ノ量方ハ糶ハ山量リトシ、米其ノ他ハ擦切量トス」<sup>(94)</sup>との慣習に言及しており、この限りでは口をせばめた台形の枘というものはある種の効果を収めたであろう。

ところが一方では、小泉袈裟勝は逆台形の枡を写真入りで示しており(右模式図参照)、この枡がどのような用途のものであったのか、明確な説明がなされていないので不明であるが、やはり枡からの「落庭分」をめぐってこのような逆台形の枡すらあらわれたのであろう。しかしこの写真をみる限りでは、中央部に仕切り板があり、かなり粗製の印象をうける。或いはこれこそが徳永勲美のいう「食斛」で、中央に仕切りをもつ2斗枡、この枡の10ぱいが20斗の全石にあたるものかも知れない。いずれにせよ、このような税法上の慣習、枡の量法の慣習が存在する限り、量制の乱れに歯止めをかけることは困難であったと思われる。塩枡のような特殊なものを除いて、高麗時代の対象による枡の使いわけのようなものこそ消失しているが、官斛(15斗=1石)、食斛(20斗=1石)、市斛(4斗=1石)のような使用者による使いわけが公認されている限り、枡の不統一はさげがたかったであらう。



朝鮮の逆台形古枡(計量研究所蔵)  
小泉袈裟勝, 1980《枡》p. 129

李朝末期の一日本人による次のような報告書の一節は、度量衡改革が行われようとする当時の事実として認めなければならないであらう。「此改正度量衡法(注、1905)ハ漸次諸道ニ見ルコトナラン。之カ実行ハ緊要ナルコトニシテ枡ノ如キ梯形ナルアリ。長形ナルアリ或ハ正方形ナルアリ。大小區々ニシテ殊ニ奇ナルハ一石十五斗ヲ以テ数フルアレバ二十斗ヲ以テ数フルアリ。農家ノ枡ト市場枡ノ差アル。況ンヤ各家随意ノ枡ヲ所持スル」<sup>(95)</sup>これまでみてきたいくつかの問題がもたらした現実はこのようなものであったらう。

このような現実に対して、当時の李朝人自身はどのように考えていたのであろうか。必ずしも多くの資料が残されているわけではないが、例えば英祖王（在位1777～1800）や正祖王在位の時代には、儒教的な王道理念からする復古的な度量衡制度の建て直しを企図していることは確かである。

世宗朝所造布帛尺在三陟府，令該曹取來，令巧手如崔天若者，依大典分寸較正，則黃鍾尺・周尺・礼器尺・营造尺・皆可以得其制，而不差既成，可頌中外也。<sup>(96)</sup>上從之。

英祖16年（1740）4月、右議政俞拓基の上言により、三陟（江原道）に存在していた世宗時代の布帛尺と《経国大典》の記事に基いて黄鍾尺・周尺・礼器尺・营造尺を「較正」して「其制」を得たので中外（ソウルと地方）に頌（わかとう）という内容の記事である。世宗朝の布帛尺や「大典」が基準になっていることはこれまでも見てきた所である。また正祖元年（1777）には、

傳曰経曰，同律度量衡。志曰，規矩準繩，莫不用是是萬事之根本也。（中略）……自内各處所用斛量衡尺，自該曹一并収聚，准式釐改。亦令以此内而該署，外而諸道，申明知委，同其制度，俾無如前不均之弊。<sup>(97)</sup>

とあって、六曹の各々が使用している所の度量衡器を「釐改」するのみならず、全国にも知らしめて以前のような「不均之弊」をなくすよう、並々ならぬ決意を表明している。しかし前者であれ、後者であれ、いずれも世宗朝や儒教經典を規範とした「復」古をめざすものであって、単一尺や単一斛による「度量衡改革」をめざすものでなかったことは明白である。しかもこれらの規制の及ぶ範囲は官尺や官枬部分でしかなかったものと思われる。

このような思想状況の中で、民間枬や民間尺も含んだ単一度量衡制を指向した思想家には、李朝末期の実学者茶山・丁若鏞（1762～1836）がいる。丁若鏞はその著作〈度量衡議〉の中で、

民間其有私造者，與偽造符印私鑄錢幣者同律。而民間之舊所用者，一並収聚而燒毀之，凡所謂周尺・木尺・市升・行升・賭地斗・葉秤・綿花秤・肉

秤等，不一其制者，概從新式令各折用。凡文書礼制，有稱一尺者，即万物皆此一尺。有稱一斗者，即万物皆此一斗。有稱一両者，即万物皆此一両。穩城之人寄物於屯羅者，止稱一斗便亦一斗。則物価之貴賤易明，而奸偽欺詐之習，不復售矣。<sup>(98)</sup>

とのべ、極めて正統的でかつ当時としては過激な度量衡改革案を提起している。度量衡の私造者を貨幣などの偽造者と同律に処し、民間の旧所用のものをすべて焼すて、この前段でのべられている官尺（布帛尺）、官斗、銀秤に統一せよというものであった。ここでのべられている所謂、周尺、木尺以下、綿花秤、肉秤などは当時実際に用いられていたものであろう。穩城は咸鏡北道の穩城郡、屯羅は済州島南端の地名である。全国市場圏を前提に北であれ南であれ、1尺は1尺、1斗は1斗で統一されていなければならないという丁若鏞の考え方は極めて明快なものである。また彼は同じ文章の別の個所で、「量之十五斗作斛，衡之十六両作斤，此乱之所由生也」<sup>(99)</sup>とのべ、度量衡の乱れの原因を15斗の1石や16両の1斤などという非10進法に求め、度量衡のすべてを10進法体系にすることを提案している。その他にも布帛尺を官尺にするとはいえ、「太疎」にすぎるのでその半分の長さを用いよという主張や、<sup>(100)</sup>《経世遺表》とよばれる社会改革の構想をのべた遺文の中で「量衡司」とよぶ度量衡担当の役所の設置の主張<sup>(101)</sup>など、先駆的なものであった。しかし南人とよばれる当時の進歩派の党派に属した彼は、純祖（在位1801～34）の即位以来、辛酉教獄（1801）によって天主教徒（カトリック）の疑いをかけられ、全羅道康津に流配されて政治的には完全に排除されていた。このような改革構想を実現させる機会は今もちえなかつたといつてよいであろう。

このような社会改革を前提とした度量衡改革は、開化派の甲申政変（1884）や、甲午農民戦争（1894）においても具体的な日程にのぼせられることはなかつた。わずかに甲申政変失敗後、日本に亡命した朴泳孝の長文の「開化上疎」（1888、《日本外交文書》Vol. 21）の一項に、「定尺度量衡事」とあるが、113項

目にもものぼる上疎項目中の1つで、これ以外に何らの説明もなされていない。  
一般的改革項目の1つとしてとりあげられたものであろう。<sup>(102)</sup>

具体的、現実的な日程にのぼるのは、日清戦争の開始後、軍国機務処が設置され、開化派の主導のもと日本の影響下に甲午改革（1894～96）が実施される時点においてであった。<sup>(103)</sup> 軍国機務処の設置後まもない1894年8月11日（陰7月11日）の同処の議案に、新式貨幣発行章程の議案などと伴に改正度量衡の議案がのせられている。

改正度量衡、本年十月初一日為始、自内務衙門頒布、新式丈・尺・斗・斛  
秤衡、務掃画一、以防紊乱之弊事。<sup>(104)</sup>

ここでは本年10月1日から改正度量衡を実施するとのべられているが、その改正度量衡がどのような内容のものか、また実際に10月1日から実施されたのか、《高宗実録》などには何ものべられていない。またこの開化政権は、日本の影響下に矢継ぎ早の改革政治を行ったが、1896年2月11日の国王のロシア公館への逃げ込みによって崩壊し、これらの法案がどれほどの実効性を有したかも疑わしい。

しかし度量衡の改革がまったく行われなかったとは思えない。1896年頃に作成されたと思われる《結戸貨法税則》<sup>(105)</sup> という調査書には、25番目の最後の項目に〈度量衡比較〉という日本と朝鮮の度量衡対照表が掲げられており（別表1）、そこでは朝鮮（大韓）の营造尺が日本の曲尺1尺とイコールにされているなど、注目すべき点がある。「度之部」においては、量田尺・布帛尺・周尺・营造尺・黄鍾尺の6種の尺が相変らず列記されている。ところが、量田尺は周尺と関連させて設定されてはならず、あきらかに量田尺は曲尺の3尺3寸に設定されている。周尺が初め6寸3分5厘と書かれながら、量田尺のちょうど $\frac{1}{6}$ の6寸6分に書き直されていることから疑いえない。いずれにせよ、すべての尺が曲尺（＝营造尺）に関連づけられて規定されていることは明らかで、1902年、度量衡改革の前提をなすものとして重要である。

李朝末期の度量衡

別表1 《結戸貨法稅則》廿五 (1895年以降?)

度量衡比較

(一) 度之部

種類	量田尺	布帛尺	周尺	營造尺	黃鍾尺	禮器尺
大韓	一尺	一尺	一尺 六	一尺	一尺	一尺
日本	三尺三寸	一尺六寸一分	六寸三分五厘	一尺	一尺一寸二分六厘	九寸二分

備考

- 一 大韓尺은準折을依宮
- 一 日本尺은總히曲尺을依宮
- 一 量田尺은開國四百二十九年 (純祖大王二十年庚辰) 改正宮者를依宮야至今現用宮는者

(二) 量之部

大韓	一石十五斗	一斗十升	一升十合	一合十勺
日本	五斗四升	三升六合	三合六勺	三勺六才

備考

- 一 本表에揭宮大韓斗는舊戶曹에서用宮는者니 (銅製) 是即官斗라
- 一 市斗는各地方의用宮는者均一치못宮으로京城에서用宮는者로日本斗에比較로則左斗概如宮

火印  
市斗一石以四斗為一石 日本五斗四升

- 一斗十升 同 一斗三升五合
- 一升十合 同 一升三合五勺
- 一合十勺 同 一合三勺五才

(三) 衡之部

大韓	一斤十六兩	一兩十錢	一錢十分	一分
----	-------	------	------	----

「量之部」に関しては、1石=20斗の全石が消滅していること、官斗を基準にしなが、備考欄には4斗=1石の市斗を掲げていることであろう。1895年の租税金納制によって官斗は不用になったとされながらも、備考欄では旧戸曹の官斗（銅製）を云々し、「市斗は各地方の用いるものが均一でないので京城で用いるものを日本斗に比較した」といわざるを得なかったのが当時の現実であろう。火印は検定ずみの意か。市斗1石が日本の5斗4升にあたると、官斗1石の価と同じものを選んでるのも偶然ではないであろう。徳永勲美も基本的には同じ値を利用している（《韓国総覧》1168～1170頁）。

「衡之部」に関しては、1斤16両体制の一般的規定を書くのみで、日本の貫匁などとの比較すら行っていない。これは名称のみが異って実質的には何らの差異点がなかったからであろう。また大稱、中稱、小稱などのはかりの規定を欠いていることも興味深い。

全般にこれらの記事は、日・朝の度量衡の比較を意図したものであって、必ずしも度量衡改革そのものを意図したり、のべたものではない。しかし現実には营造尺1尺を曲尺1尺と同値におくなど、当時の度量衡改革の方向性を反映したものとして注目し得る。このような甲午改革期の度量衡改革への方向性を前提に、1902年（朝鮮、大韓帝国光武6年）大規模な度量衡改革が提起される。

この時期、大韓帝国の光武年間（1897～1906）の歴史的な性格をめぐっては韓国において論争が続けられている。その一つはこの時期を光武改革期ととらえて「日本新参」を基軸とする体制主導の最後の改革期と捉える金容燮<sup>(106)</sup>の考え方である。もう一つは、この時期、民間を中心に活動した独立協会（1896～98）をこそ歴史の主軸と考え、光武改革そのものの実態には否定的な慎鋪廈<sup>(107)</sup>の考え方である。1902年（光武6年）の度量衡改革の提起に関しても、朴興秀のように「度量衡器を改定する時には、周尺は曲尺の6寸6分、布帛尺は曲尺1尺7寸という記録だけ残して日本式度量衡制に代置されたわけだ。この時メートル法<sup>(107)</sup>も同時に導入された」と固有の制度を廃棄し、単に日本式度量衡を導入したと

## 李朝末期の度量衡

いう否定的な評価がある。しかしことはそれほど単純ではない。

まず朴興秀は、1902年に度量衡改革が実際に行われたかのようにのべているが、事実はそうではない。この年に公布された度量衡規則は、翌1903年（光武7年7月1日）から施行の予定であったが、実際には施行されず、1905年（光武9年3月21日）の法律第1号度量衡法の裁可頒布をまって、同年の11月1日より施行となった。しかも当時の一日本人の報告によれば、「政府ニ於テモ平式院ヲ設ケ光武六年新ニ規則ヲ發布シ翌七年ヨリ施行ノ筈ナリシモ遂ニ実施ニ至ラス。更ニ昨年九月三月曩ノ制度ヲ改訂（三月二十九日官報）發布シ、同年十一月一日ヨリ施行スルコトナリシモ、之レトテモ一時ニ全国ニ及ホスニ非スシテ僅カニ二三枢要地ニ試施スルニ過キス」とあるように極めて限定されたものでしかなかった。<sup>(108)</sup>

何故、李朝末期の度量衡改革はこのように困難であったのだろうか。まず光武期の度量衡改革が、本当に朴興秀のいうように日本式の度量衡制度に簡単に代置されたものであったのかどうか、度量衡改革の性格そのものの再検討を要するであろう。そのことによって李朝末期度量衡改革の困難をもたらした諸前提がうかびあがり、当該の社会経済的状況の把握にもつながるのではないかと思う。

1902年の全文36条からなる度量衡規則（以下規則と略称）と1905年の同じく36条からなる度量衡法（以下法と略称）とは本質的に大きな差異はない。規則の前段では立則主旨ともいべき平式院總裁宮内府内大臣李載完の奏文がのせられている。そこではまず、

度量衡乃物価之標準，衆庶之信憑也。四民之學術技芸，一国之文明富強，<sup>(109)</sup>  
莫不由是。而進是以為有国之最大政急先務。

とのべて度量衡が極めて重要であるとの認識を示し、また続けて自国の度量衡制と現実を、

本朝度量衡之制，以矩黍水重為本。令平市署掌之，每歲秋分日，平校烙印，

並附律文有犯必懲。其制之精密，其法之慎重，顧何如而年久弊，作奸黠層生，殆至村不同斗，家家不同尺，平市署亦從以廢革矣。<sup>(同上)</sup>

とのべ、このあと平式院特設の必要性をのべていく。ここで自国の度量衡制は決して劣ったものとは思っておらず（「其制之精密，其法之慎重」）、ただ「年久弊」して「作奸黠層生」し、殆んど村々ごとに斗を同じくせず、家々ごとに尺を同じくしないで、ついには平市署まで廢されるに至ったと考えている点は注目してよい。従って度量衡の改革においても、

旧制与新式輕重長短，実不相懸行用之際，保無眩擾之端，乃敢参古酌今，<sup>(同上)</sup>  
新定規則。

との態度を示すことになる。

すなわち「参古酌今」との態度であって、これは「光武改革」全体の「旧本新参」との態度とも通じながら、今一步を進めたものというるであろう。事実、規則には周尺（第5条）、布帛尺（第6条）の規定を残しており、このことは法においても同じである（5条、6条）。しかし尺の基本は30.3cmの日本の曲尺と同値にしており、これはすでに甲午改革で营造尺（この名は、すでに規則、法ともなくしている）=曲尺にした事の延長上にある。

規則と法に根本的な差異はみいだせないものの、数値などには微妙なくい違いをみることができる。例えば、第4条の度量衡の名稱単位では、規則においては1石が150升（15斗）とされているのに、法では100升（10斗）とされていること、第6条の布帛尺が規則では曲尺で1尺6寸、法では1尺7寸とされている点などである。もっとも大きな違いは規則が0.6ℓの在来の1升を使っているのに対して、法では1.8ℓの日本式の升にきりかえている点であろう（第7条、米突法度量衡）。

規則においても、法においても、両者において最も共通の問題は、在来の度量衡器（ことに量器）に対してどのような態度をとるかという点であった。この間の事情を端的に物語るものが、1903年（光武7年）6月29日と10月16日付

## 李朝末期の度量衡

官報の規則の量器に関する正誤表である。6月29日付では、規則第8条量器表式に長方形の枙の認定がないことを補って、長方形の1合、5合、1升、1升2合、2升、3升、4升、方形の1斗2升の枙形をかかけ、「従来慣用により使われたものは10年を限り併用を認める<sup>(110)</sup>」とした。ところが、10月16日付では6月29日付の正誤表をすべて刪去し、再び1升4合2勺、2升1合3勺、4升2合6勺の長方形枙と1斗4升2合の方形枙を掲げ、「従来慣用によるものは30年を限り併用を認める<sup>(111)</sup>」としている。前者で掲げられた枙は、新式と旧升、旧斗、市枙などであるのに対して、後者はすべて在来の市枙類であることは注目に値する。また実施の日時の7月を9月に変えたり、布帛尺1尺6寸を1尺7寸に訂正したりしているが、結局この光武7年（1903年）中にも規則が施行されることはなかった。規則第36条付則の但し書きの形でのべられた「本規則施行上、度量衡器行用は、地方の情況により、平式院總裁が臨時布達して方便（便に従い）実施すること<sup>(112)</sup>」との文言は、当時の在来の度量衡器の實在を前にしてこのような規則を実施することへのためらいを表明したものではなかったか。

1905年の法は、規則を部分的に修正しながら、条文の数も36条をそのまま継承しつつ、まさにこのような現実を法の強制力によって強行突破しようと画ったものであろう。しかし実際には、先の一日本人の報告にもみたように強行突破は果しえなかった。日露戦後まもない不安な状況の中で、このような法が実効を及ぼすことを望むこと自体が政治的に困難なものであったろうが、より本質的には、複数尺、複数量制を永い間有してきた朝鮮社会の社会経済的なあり方に規定されたものであったろうと思われる。

一方、日露戦争後、統監府を置いて朝鮮への圧倒的な影響力を行使し始めた日本は、従来の体制を継承した周尺や布帛尺の規定をもつこのような「中途半端な」度量衡法の存在をきらったものと思われる。日本による韓国併合直前の1909年（隆熙3年）には法律26号によって度量衡法の改定を行わせ、一挙に日

本の度量衡体系への一体化を画った。全文13条よりなるこの度量衡法は、第2条で「尺、升及貫は日本度量衡法の所定と同じ」として日本の尺貫法へのリンクを計り（地積も結負制から町歩(坪)制へ）第11条では「光武9年法律第一号度量衡法により政府より販売したる度量衡器は、布帛尺を除く外、之を使用することを得」と光武9年（1905）法の継承を認めながら、布帛尺の排除は明確にしている。その上で第13条では「光武九年法律第一号度量衡法は本法公布の日より之を廃止す」と光武9年法体系の廃棄を宣言した。<sup>(113)</sup>

この隆熙3年法律26号の度量衡法は、1926年（大正15年2月27日）の制令第6号朝鮮度量衡令の発布までその効力を発揮する。その間の事情を法制史家浅見倫太郎は以下のようにのべている。「現今半島ニ施行セル度量衡法ハ隆熙三年九月ヨリ漸次ニ施行シタルモノニシテ其ノ以前ノ制定ニ係ル光武九年一月ノ法律ヲ改定シ其ノ名称命位ハ我カ国法ト異ルコトナキニ至レリ」。<sup>(114)</sup>しかしながら、法制史的にはともかく、1919年（大正8年）の《京城商業会議所月報》紙上で一論者が、「度量衡統一ノ切実ナル所以ハ略々此ノ説明に盡ク。特ニ朝鮮ニ在リテハ法令上内地式ニ統一セラルルノ觀アリト雖モ事实上ニ於テハ尚ホ固有ノ制盛ニ行ハレ取引ヲシテ益々煩瑣ナラシメツツアリテ更ニ改正統一ノ必要ヲ感シツツアルモノナリ」<sup>(115)</sup>とのべた如く、実態は朝鮮固有の度量衡制の残存の上に、さらに植民地的な日本の度量衡制がかぶさるようなものであったのであろう。従って1923年（大正12年）には総督府の政務総監名で「計量慣習改善ニ関スル件」という通牒が出され、そこでは、「度量衡ニ関スル指導矯正及取締ニ関シテハ大正六年三月官通牒六十四号ノ趣旨ニ依リ夫々措置セラレ居ルコトト思料候モ、各市場等ニ於ケル穀類其ノ他ノ取引ニ関スル計量方法ハ今尚區々ニシテ単ニ法定器物ヲ使用スルニ止マリ、量器ノ如キハ斗概ヲ使用セス。又ハ之ヲ使用スルモ形式ニ流レ甚タシキハ極度ノ山盛又ハ揺リ込等ノ旧慣ニ計算スル者甚少カラス（後略）」<sup>(116)</sup>となげかずにはおれなかった。

1926年（大正15年）の朝鮮度量衡令は、メータ法を基本とした一見進歩的な

## 李朝末期の度量衡

ものであったが、いたる所に朝鮮総督府が定める所の例外規定がもりこまれており、特に附則第29条の「従来慣用の度量衡は朝鮮総督の定める所により當分の間使うことができる」との規定は、結局の所、在来の度量衡器や尺貫法を黙認することになったであろうと思われる。

この度量衡令が廃棄されるのは、北朝鮮では「度量衡統一準備に関する決定書」(1947年6月20日)以降であり、韓国では1961年の「計量法」の制定以降であった。この間の事情も論ずる価値はあると思えるが、本章の主題をはるかにこえるので、次章への残された問題の中でいくらかを論じてみたい。

- 84 李朝末の法令集である『六典條例』には「純祖庚辰釐正周尺」の語がみえる。これをわざわざ水標橋の石標(川の水位を計るもの)にも刻んだという。《朝鮮田制考》279頁。朴興秀, 1975 <李朝尺度基準으로서의 現水標의 價値>《度量衡과 國樂論叢》所収。
- 85 徳永勲美, 1907《韓国総覽》1166頁。
- 86 《英祖実録》卷51, 16年2月甲申, 8丁。
- 87 徳永勲美, 1907《前掲書》1167頁。
- 88 松田行蔵, 1888《朝鮮国慶尚忠清江原道旅行記事》。同書は朝鮮国釜山浦商法会議所の書記, 松田行蔵の手記で, 邑落ごとのきわめてくわしい調査を行っている。
- 89 同書の地点調査は必ずしも網羅的ではなく, 日露戦争中の調査ということもあり, 調査者や調査地域によってかなり精粗のむらがある。また調査対象物も布帛尺1尺を木綿1尺, 絹1尺などという形で報ずるなどまちまちであるが, それでも大むね, 松田行蔵の調査範囲内(最短, 慶北大邸 42.4cm, 最長, 全南南平 57.6cm)に収まる。
- 90 徳永勲美, 《前掲書》1177頁。
- 91 徳永勲美, 《同書》1169頁。
- 92 田川孝三, 1979 <李朝後半期における食庫労務者の一例>《アジア史研究》3(中央大学)所引《嶺營謄本》
- 93 《肅宗実録》補正卷56, 41年2月乙亥, 1丁。
- 94 《韓国土地農産調査報告書》忠清道, 356頁。
- 95 《韓国土地農産調査報告書》黄海道, 116頁。
- 96 《英祖実録》卷51, 4月乙亥, 17丁。なお, 《増補文献備考》では英祖26年のこと

にかけている。

- 97 《増補文献備考》巻91, 楽考2, 5丁補。
- 98 《丁茶山全書》上, 詩文集文, 巻9〈度量衡議〉(文献編纂委員会本) 180頁。
- 99 《前掲書》181頁。
- 100 《同書》181頁, 〈度量衡議〉度之為精細之工者, 布帛尺患其太疎, 宜令別造半尺之長。
- 101 《丁茶山全書》下, 政法集《経世遺表》巻2, 22頁。ここでは量衡司という役所の提案と共に, 自らの度量衡紊乱の体験をのべており, 興味深い。ただしその内容は衡における斤の乱れをのべたもので, やや異色の内容である。多分に大稱, 中稱, 小稱のそれぞれを1斤としたことからくる混乱であろう。
- 102 《近代韓国名論説集》(東亜日報社, 1966)
- 103 甲午改革の性格については, 朴宗根, 1982《日清戦争と朝鮮》第5章参照。
- 104 《官報》草記, 開国五百三年七月十一日, 議案(韓国, 亜細亜文化社, 影印本)。また同文が《高宗実録》巻32, 甲午31年7月, 4丁に掲載されている。
- 105 この調査書は年代末詳(ソウル大学所蔵筆写本)であるが, 漢韓混交文の文体や, 調査内容からみて, 1895年以前にはさかのぼらず, また1902年の度量衡改革以前であることはまちがいない。一部に大韓などの用語がみえ, 大韓帝国期(1897. 10. 12~1910. 8. 29)初期の可能性も否定できない。一応, 原調査の作成を1896年頃とみなした。桜井義之の《朝鮮研究文献誌》(1979)には項目をまったく同じくする《財政統計》(1908)が紹介されているが(627番, 329頁), これも原調査は1895年とされている。
- 106 金容燮, 1975《韓国近代農業史研究》所収〈光武改革と農業政策〉。慎鏞廈, 1976《独立協会研究》。ことに両者は《韓国史研究》12, 13号誌上において, 互いの著書を書評しあう形で論争点を明確にしている。
- 107 朴興秀, 1967〈李朝尺度에 関한 研究〉《度量衡斗国樂論叢》所収, 6頁。
- 108 《韓国土地農産調査報告書》京畿・忠清道編, 365頁。
- 109 《官報》2336号, 号外, 光武6年10月21日《高宗実録》巻42, 光武6年10月10日。
- 110 《官報》第2551号, 光武7年6月29日。
- 111 《官報》第2645号, 光武7年10月16日。
- 112 注109に同じ。
- 113 《官報》第4485号, 隆熙3年9月21日。
- 114 浅見倫太郎, 1922《朝鮮法制史稿》350頁。
- 115 《京城商業会議所月報, 朝鮮經濟雜誌》(第47号, 大正8年11月)〈度量衡及工業品

規格統一論〉10頁。論者不明。この雑誌は上段を日本語、下段を漢字ハングル交り文の朝鮮語の二様に表記したもので、植民地初期の状況を示している。論者は不明であるが、内容からみても日本人であろう。

- 116 品川舜一、1935《朝鮮度量衡通解》117頁。同書はメートル法を軸にした朝鮮度量衡令に関する解説書で、朝鮮度量衡協会の出版になり、参考として掲げられた「朝鮮ニ於ケル度量衡制度ノ変遷」の項などは、植民地下の度量衡のあり方をうかがわせる資料となっている。

#### 4. 結論にかえて——朝鮮近代に残された問題

1947年6月20日、朝鮮民主主義人民共和国の建国を一年後にひかえ、北朝鮮人民委員会は、度量衡統一準備に関する決定書を発表し、その一節に次のようにのべている。

日本帝国主義下における封建的環境と腐敗した日帝の優越感に封鎖され無統一的であった度量衡制度は、今もわが国内に残存しながら民主改革を阻害し、民主主義的發展に矛盾していることを指摘しないわけにはいかない。科学的であり国際的であるメートル・グラム制と日帝の古い遺物である尺貫制及びヤード・ポンド制の無軌道な混用は、經濟の發展と技術の向上に莫大な支障を与えており、奸商輩と不徳漢たちに欺瞞行為を敢行する間隙<sup>(117)</sup>となるあり様であり、人民と国家に損害を与える条件となっている。

その後の北朝鮮の度量衡改革は、どのような方向で行われたのかは、資料の不足で充分に知ることはできない。しかしながら、1972年発行の《物理事典》<sup>(118)</sup>3（ピョンヤン、科学院出版社）には、「国際単位系」の説明のあとに、各種単位換算表、度量衡表などが掲げられており、そこではメートル法やヤード・ポンド法にならんで明確に尺貫法が記載されている。

しかも注目すべきは、朝鮮10里=3.927km、中国10里=5.000kmという注記や、홉 hop (合), 되 tõi (升), 말 mal (斗), 석 sòm (石) などの量制における固

有語の使用（もっとも内容は1升=1.804ℓの尺貫法のものであるが）、両こそ消失しているものの、衡制における 屯 ton（錢の固有語）の復活による1斤=160ton=600g（1ton=3.75g）体制（注記にはソ連の1ブード=16.38kg、中国の1斤=0.5kg などとある）など、全体に尺貫法を基本にした固有体系への復帰がみられる。また 筭 sŏm（石）における2重量制（筭<sub>1</sub>=10斗=1.804hl, 筭<sub>2</sub>=10立方尺=0.2783m<sup>3</sup>）の公認など、独得の度量衡制を採用していることがうかがえる。

韓国の場合、1961年5月10日の計量法の施行によって朝鮮度量衡令は廃棄され、それまで残存していた尺貫法やヤード・ポンド法は付則で63年12月31日まで法定単位とみなされ、65年12月31日以降はすべてメートル・グラム表示にきりかえることになっていた。<sup>(119)</sup>しかし筆者が81年夏、および83年夏にソウルの雑穀商の穀物価格の表示調査を行ったところ、確かにグラム表示されているものの、その基本量はまちまちで明らかに小斛の1合、大斛の1合などというものをグラム表示したものであった。

品目	表示	価格
(例) 수수 (きび)	1 되 (升) 1.5kg	1600ウオン
적두 (赤豆)	5合 반되 (半升) 800g	1200ウオン
(1981年8月調べ) 金浦米商会		
밭 (小豆)	800g	1200ウオン
밤콩 (栗豆)	700g	1100ウオン
(1981年8月調べ) イルサン商会		

韓国の庶民の商慣習には1尺や1斤、1合などの固有よみの買売が行われており、政府のメートル法使用のよびかけにもかかわらず、かなり根強い生命力を有していることが確認される。勿論、工業規格などに関しては、品質管理法などを通して厳格な統制が行われているのであろうが、庶民の日常的な度量衡感覚というような面では、日本の場合と大きな違いを感じる。

## 李朝末期の度量衡

日本の場合、曲尺のなごりを残す 30cm ざしや 1 升びんの後身である 1.8ℓ びんなどの存在はあるものの、戦後における尺貫法からメートル法の転換は極めて急激で、庶民の日常的な度量衡感覚においても、1ℓ 入りの紙パックの酒や、200cc の牛乳紙パックの例が示すように、メートル法の侵透がそれほど無理なく行われたように思われる（一部には、永六輔氏のような反対論者も存在はするが）。

李朝末期の度量衡のあり方を考えるために、伝統的法制や李朝末期の度量衡改革の性格を検討してきたのであるが、その結果大まかには次の二つのことがいえるのではないかと思う。

第 1 には、李朝末期の度量衡のあり方は国民統合を前提とする単一度量衡制を指向する社会の基準から見れば極めて乱れた社会であると映じるであろうが、李朝の伝統的法制のあり方そのものから見た場合には、それほど乱れたものとは言えなかったであろうという事である。事実、20cm 前後の周尺は李朝の最後まで墨守されたのであるし、营造尺なども一定のぶれの範囲で収まっており、衡制に至っては日、中、朝東アジア三国の統一性をすら保っていたらしいことは、前章まででみた通りである。それ故にこそ、李朝末期の度量衡改革においても、营造尺を日本の曲尺とイコールにおき、16両 = 1 斤の両斤体制を 160 文 (匁) = 1 斤 (600g)、1000 文 (匁) = 1 貫 (3.75kg) の日本の尺貫体制にほとんど内実の変更なしに移行が可能であったのであろう。また布帛尺や量制のようにぶれの大きいものは、李朝収租体制のシステムそのものから考えて行かねばならず、これも一定の誤差を含みながら、各々の時代のだいたいの実量を把握することが可能であると思われる。従って 1 章の問題の所在であげた李朝時代の数量的把握の可能性という点でいえば、一定の範囲では可能であるといつてよいであろう。

第 2 には、李朝の複数尺の存在が端的に示すように、常に二重的あるいは多重的な度量衡制のうけ入れを可能にするような社会のあり方である。それは地

積表示における頃畝制と結負制の関係、日耕や斗落の根強い存在、枴の対象による使いわけ（高麗時代）、官枴（15斗）と食枴（20斗）の用途による使いわけ（李朝時代）、など様々の局面でみてきた通りである。このような「感覚」こそが、現代においては尺貫法とメートル法の並用を可能にする根本的な根拠なのかも知れない。決して小泉袈裟勝がいうように「長い混乱の間にこういう多種類が雑然と使われていて少数に整理することが困難」（第一章参照）であったからではないと思う。あたかも進化論における棲みわけ理論（今西錦司）の如く、度量衡における使いわけを行った社会こそが朝鮮の伝統社会であったといっただよいであろう。

しかしこの事は決して朝鮮が停滞社会であったという事を意味しない。むしろ自己の内部のシステムの論理に従って中国や日本などの外部の刺激を生き生きと消化していった過程とみなすことができる（結負制の変質過程を想起されたい）。その事は、日本という隣国を通して、資本主義世界システムに荒々しく編入された李朝末期でさえそのような原理が働いていた。逆説的ではあるが、度量衡の乱れこそが、一面では日本の帝国主義支配に対する抵抗とさえなりえたのである（消極的な形でこそあれ）。日本の帝国主義総体としては、統一的な支配こそが望ましかったのであり、それ故にこそ尺貫法との強固な連結や布帛尺の排除を望んだのである。朝鮮民衆は、植民地下においてもまた自己の内面的なシステムの論理によって尺貫法をとりこんだものと思われる（何故ならば、まったく異質なものではなかったのだから）。

現代にもこのような論理がいきのびえるのかどうかを確言することはできない。しかし私がソウル留学時代（1974～78）に下宿近くの市場でしばしば遭遇した次のような場面を忘れることはできない。それは땅콩 (ttang khong) とよばれる炒ったピーナツを買い求めた際、100ウォン、200ウォン、500ウォンなどの値段別の枴が3つほどあり、例えば600ウォン分のピーナツを買えば、500ウォンの枴で1回、100ウォンの枴で1回、計りうりしてくれるのだが、その際の

## 李朝末期の度量衡

ますの使い方の巧妙さである。豆は盛り切りでくれるのであるが、何度も何度も山盛りにしてお客の紙袋にたくさんこぼし入れるふりをしながら、その実たいしてこぼしたわけでもないのに、お客をもうけたような気分させる枡の作法である。枡の大きさもちゃんと倍量になっているのか、あやしいものであるし、恐らくはグラム売りした方がずっと不正の確率は少ないであろう。「近代的な」量目のとりかたからはほど遠いものだともいえる。しかしお客と店の主人が、まるでゲームでもするかのように 흥정 (hwnnjöng, とりひき) し、「もっとまける」「いやまけすぎだ」などと笑いあっている光景は、合理的で冷たい近代量目制にはありえないことであろう。私はそのような場面に一種のカルチャー・ショックをうけたことを告白する。伝統的な量制の乱れなどはまさにこのような民衆の度量衡感覚（とりひきの材量として）のあり方の上に成立するものであろう。権力や収奪機構の不正云々があったとしてもである。このような貧弱で読みづらい小論文を書く気になったのも、私自身のカルチャー・ショックを解きたかったというだけのことかも知れない。論文そのものの不充分さに、さらに資料の発掘をすすめて、より正確な実像をむすべるよう、努力したい。

(1983年執筆, 85年夏, 改稿)

- 117 北朝鮮人民委員会決定第46号, 1947. 6. 20《北朝鮮法令集》(北朝鮮人民委員会司法局, 55頁。韓国, 高麗大学校《共産圏資料叢書》2所引)
- 118 《物理事典》3 (平壤, 1972, 科学院出版社) 19~23頁。
- 119 韓国《法典》(79年版, 玄岩社, 商工編) 2968~2980頁。

### 〈付録〉度量衡関係資料 (李朝末)

- 資料1 松田行蔵「度量対照表」(1888)
- 資料2 徳永勲美「笠井氏による京釜鉄道沿線の量器調査」(1907)

表 照 對

一斗	全	一升	五合	全	全	一升	一斗	五合	全	一斗	一升	全	一斗	一升	全	一斗	全	全	
全四寸四分	全九寸八分	全四寸六分五厘	全四寸八分	全四寸五分三厘	全五寸九分	全五寸五分	全五寸四分五厘	全二寸八分	全三寸五分	全三寸一分	全六寸八分	全四寸三分七厘	全八寸八分	全四寸八分	全五寸四分四厘	全二寸六分八厘	全七寸八分七厘	全四寸九分六厘	全五寸六分二厘
六升五合	九合五勺	八合九勺	一升一合六勺	一升九合一勺	一升二合八勺	一升七合二勺	三升五合四勺	一升九合	四升五合	五升四合六勺	一升二寸二才	三升七合九勺	五升三合五勺	一升五合一勺	四升六合四勺	四升八合六勺	二升一合四勺	全	五升四合六勺
全	全	龜浦	全	靈山上浦	玄風縣洗岩	全	善山府	大邱	金海官場基	昌原府	全	咸安四巨里	陝川郡		高麗梅村	金山扶桑驛	尙州	尙州化寧場基	報恩縣
		一尺							一尺	一尺		一尺		一尺	一尺			一尺	
		一尺七寸二分							一尺七寸五分	一尺七寸九分		一尺八寸五分			一尺六寸九分	一尺八寸一分		一尺七寸	

(資料) 1 松田行藏, 1888《朝鮮國慶尙, 忠清, 江原道旅行記事》より

李朝末期の度量衡

量 度																
全	全	全	全	一斗		五升	三升三合	五升	全	全	全	全	全	全	類別	
全四寸五厘	全八寸三分五厘	全三寸七分	全三寸四分	全七寸六分四厘	全三寸七分	全三寸五分	全三寸三分	角五寸一分	角四寸七分五厘	深二寸三分	全	全	全	全	我曲尺寸法	
四升八合三勺	三升三合	三升六勺	全	四升七勺		三升二合六勺	一升四合	三升	全	八合一寸	全	五合	全	全	我容量比較	
懷德縣芝濱里	燕岐縣	稷山縣立長場基	安城縣	陽城縣	龍仁縣	全	驪州	全	忠州	清風縣	豐基郡	榮川郡	禮安縣	安東府	新寧縣	府縣郡名
一尺	一尺	一尺	一尺	一尺	一尺								一尺	一尺	一尺	吳服尺
一尺七寸五分	一尺九寸一分	全	一尺六寸九分	一尺六寸六分	一尺六寸九分								一尺四寸	一尺四寸	一尺四寸	我曲尺比較

付録〈度量対照表〉地名は主に慶尙道のものがとられている。

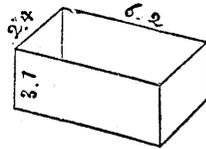
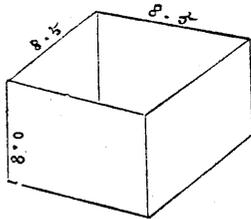
果州

三升樹  
一斗ハ京城ヨリ一合餘大ナリ

一升樹

平樹(平方形)

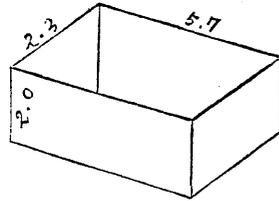
二十斗一俵



(資料) 2 李朝末期の量器各種

徳永敷美, 1907《韓国総覧》第19章 度量衡, 第2部〈近時ニ於ケル度量衡器〉  
p. 1181~p. 1196「笠井氏カ京釜鉄道沿線ノ要地ニ於テ調査シタルモノアリ参考ノ為  
メ茲ニ掲載ス」とかかわれている。

水原 升榭長方形(二升七合)



斗升 正方形口徑八寸八分深三寸七分 二十斗 $\parallel$ 一俵

振威 二十斗 $\parallel$ 一俵 斗榭正方形八寸二分深三寸七分

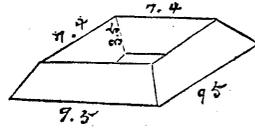
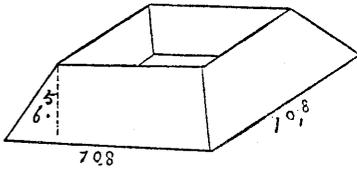
安城 同

同 正方形八寸二分深三寸八分  
一斗 $\parallel$ 京城ノ三升

成歡

京榭  
六斗二升五合

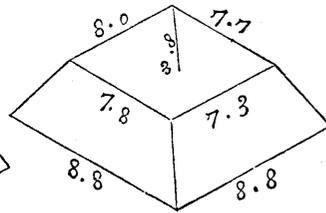
一斗(六桶)



六桶榭二杯ヲ大斗一斗トス  
一俵大斗十六斗

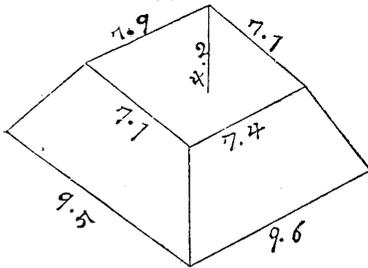
天安

正方形一斗榭  
一斗ハ京城三升



全義

一斗榭  
長方形上狹底廣一斗京榭  
二十斗ハ一俵



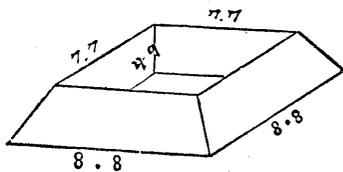
公州

一斗樹

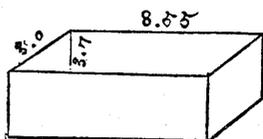
方形上狹底廣

二十斗 一俵

七桶即十五斗一俵



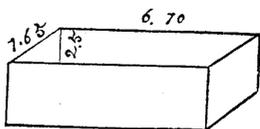
中樹



正長方形

三樹ヲ以テ一斗トス  
日本樹三升三合三勺

小樹

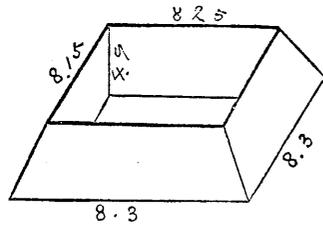


正長方形  
一樹

魯城

一斗栴

正方形上狹廣底



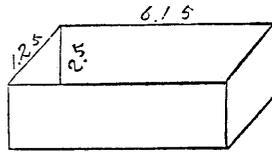
十五斗ハ京城大斗十二斗ニ當ル

十七斗ハ一石

一升栴

正長方形

十栴ハ一斗

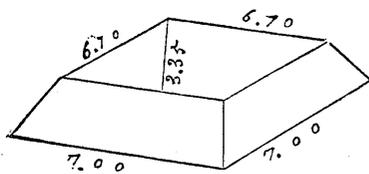
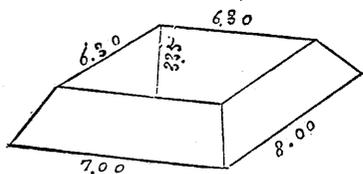


論山

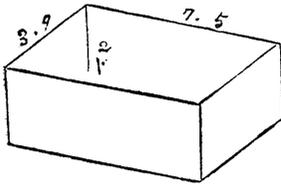
一斗ハ日本栴三升二合

江景

鹽  
枺



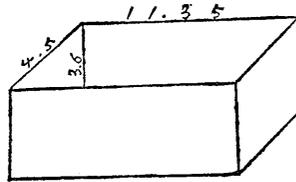
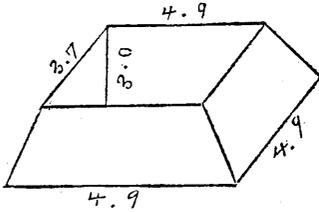
全州  
食樹



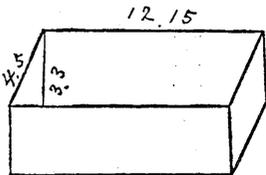
嶺山

一升樹  
正長方形

市樹  
一斗 || 市  
楯二升



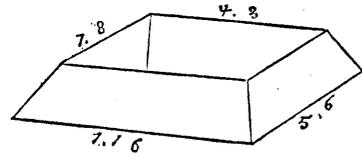
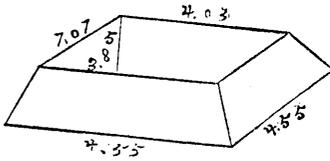
一斗 || 日  
本樹八升  
一升 || 日  
本樹二升  
六合



二升 || 一斗  
二十斗 || 一俵  
一斗ハ京城三升三合餘ニ  
當ル

珍山  
市楯

高山



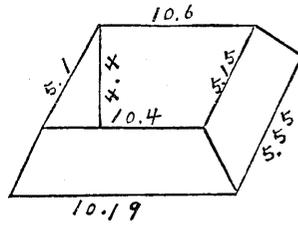
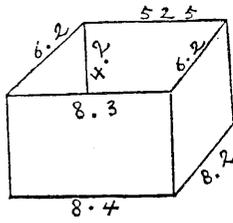
市楯一楯半 || 一斗  
三十楯 || 一俵 || 二十斗

二升 || 一斗  
三十楯 || 一俵十五斗

錦山

一斗  
榧 || 市榧  
一榧半

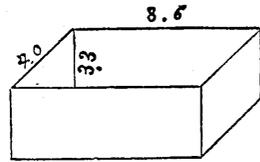
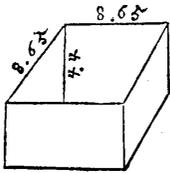
市榧



永同  
市榼

正  
方  
形

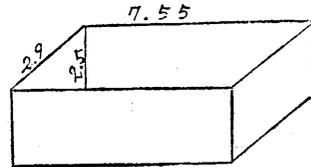
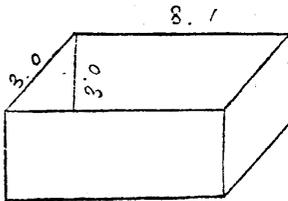
正  
長  
方  
形



正  
方  
形  
一  
斗  
榼  
||  
市  
榼  
二  
榼

黄  
潤

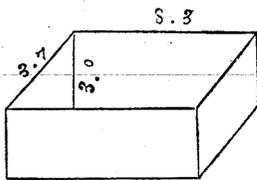
長  
方  
形



一斗楯 || 五升  
米六十升 || 一俵  
粃二十斗 || 一俵

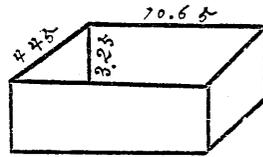
星州

市榭  
正長方形

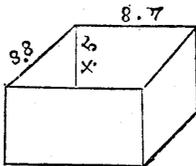


金山

市榭  
長方形

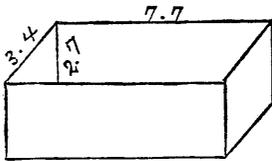


二升 || 一斗  
二十斗 || 一俵



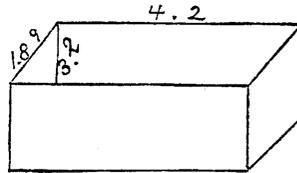
三榭半 || 一斗半榭

清道  
市榭  
長方形



五升 || 一斗  
二十斗 || 一俵  
一升 || 日本榭一升三合五勺

大邱  
市榭  
長方形

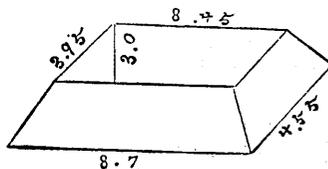
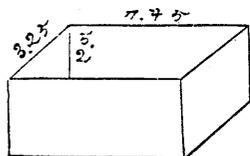


三升 || 一斗  
六十升 || 一俵 || 二十斗 ||  
官斗十二斗三升  
一升 || 日本榭二升一合  
一斗 || 日本榭四升五合

密陽  
市  
榭

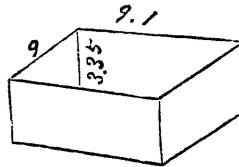
麥  
榭  
長  
方  
形

長  
方  
形  
底  
開



四  
榭  
一  
斗

斗  
榭  
長  
方  
形



二  
十  
斗  
＝  
一  
俵